

令和5年度

福山市包括外部監査結果報告書

(要約版)

福山市包括外部監査人

公認会計士 渡 邊 雅 史

目 次

第1章 令和5年度包括外部監査の概要.....	1
1 外部監査の種類.....	1
2 監査の対象として選定したテーマ	1
3 テーマの選定理由	1
4 監査対象期間	2
5 監査実施期間	2
6 監査対象部署	2
7 監査の着眼点	2
8 指摘及び意見	3
9 包括外部監査人及び包括外部監査人補助者	3
第2章 監査対象の概要.....	4
1 福山市の地域特性	4
2 SDGs.....	7
第3章 監査の指摘及び意見（総論）	9
1 監査の指摘及び意見の総括	9
2 経済部及び環境部の連携.....	9
3 SDGs 未来都市計画.....	12
4 SDGs の推進.....	17
5 関連費用の予算・決算額.....	18
6 附属機関.....	19
7 補助金	20
8 契約（随意契約）	21
第4章 監査の指摘及び意見（経済部 各論）	25
1 経済部 総括	25
2 産業振興課.....	26
2-1 福山市産業振興アクションプラン	26
2-2 福山ビジネスサポートセンターFuku-Biz 運営事業	26
2-3 一般財団法人備後地域地場産業振興センター振興事業費補助事業	28
2-4 中心市街地活性化事業費補助事業	29
2-5 商店街活力向上事業費補助事業.....	30
2-6 中小企業等 SDGs 推進事業補助事業	31
2-7 商工会議所・商工会への事業費補助事業	32

2-8	旧福山産業会館	33
2-9	労働者福祉金融対策事業.....	33
2-10	障がい者雇用奨励金.....	35
2-11	女性の働く環境改善補助金.....	36
3	農林水産課、農業振興課.....	37
3-1	備後圏域ワインプロジェクト・水産物ブランド化推進事業.....	37
3-2	生産性向上支援事業費補助.....	37
3-3	管理運営費補助（卸売市場）	38
3-4	福山地方卸売市場財産管理等業務委託、生鮮食料品流通統計業務委託、福山地方卸売市場管理事務所清掃業務委託	39
3-5	森林公園の維持管理.....	39
3-6	森林公園の清掃業務	40
3-7	森林経営管理等推進（保全対策事業）	40
3-8	有害鳥獣対策事業（野生鳥獣緩衝地帯整備事業）.....	41
3-9	漁場環境整備事業	42
3-10	農林水産業の事業承継について.....	42
4	企業誘致推進課.....	44
4-1	福山北産業団地第2期事業.....	44
第5章	監査の指摘及び意見（環境部 各論）	48
1	環境部 総括	48
2	環境総務課.....	48
2-1	環境基本計画の策定.....	48
2-2	塵芥処理費.....	50
2-3	次期ごみ処理施設建設	51
3	環境保全課.....	52
3-1	大気等の監視測定.....	52
4	廃棄物対策課	53
4-1	塵芥収集処理.....	53
4-2	し尿収集処理費	54
5	環境施設課.....	54
5-1	塵芥処理費.....	54
5-2	し尿処理費.....	55
6	南部環境センター	55
6-1	塵芥収集車.....	55

(本報告書における記載内容等の注意事項)

1 報告書の資料等の出所

報告書の数値等は、原則として福山市が公表している資料、あるいは監査対象とした組織から入手した資料を用いている。一方、報告書の数値等のうち、福山市以外が公表している資料あるいは監査対象とした組織から入手した資料以外の数値等を用いたもの、あるいは、国又は他の地方公共団体等の数値等を表示したものについては、その出所を明示している。また、監査人が作成したものについてもその旨明示している。

2 端数処理

報告書の数値は、原則として単位未満の端数を切り捨てて表示しているため、表中の総額が内訳の合計と一致しない場合がある。公表されている資料等を使用している場合には、原則としてその数値をそのまま使用している。そのため端数処理が不明確な場合もある。

3 用語

施設・団体の名称について、本文中、一部略称としている。また、施設等の名称に付されている「福山」、「福山市」、「福山市立」という用語については、文中での判別が困難になる場合などを除いて、原則として記載しないこととする。また、報告書中「市」と記載している場合は、原則として「福山市」をいう。

4 年(年度)の表記

年(年度)は原則として和暦を使用している。ただし、参考とした資料が西暦を使用している場合、報告書も同様に西暦を使用している。

元号の表記を省略している場合は次の通りとする(S:昭和、H:平成、R:令和)。

第1章 令和5年度包括外部監査の概要

1 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項に基づく包括外部監査

2 監査の対象として選定したテーマ

経済活性化及び環境保全に関する財務事務の執行について

3 テーマの選定理由

交通基盤の高度化や情報通信技術の急速な発展等により、多方面で社会構造が変化していくなかで、地方では経済の低成長や人口減少等の多くの課題を抱えている。平成26年11月にまち・ひと・しごと創生法が施行され、各地域がそれぞれの特徴を活かして自律的に持続可能な社会を創ることが期待されている。

平成27年9月に国連サミットで採択されたSDGs（持続可能な開発目標）は、経済・社会・環境の3つの側面のバランスがとれた社会を目指す世界共通の目標である。持続可能なまちづくりの推進に当たり、SDGsの理念を取り込むことで、政策の全体最適化及び地域課題解決の加速化という効果が期待できるため、内閣府ではSDGsを原動力とした地方創生を推進している。

福山市は古くからのものづくりに強いまちとして製造業を中心に多くの企業が存在し、経済発展してきた。しかし、近年では福山市の基幹産業である製造業は事業所数、従業者数及び粗付加価値額が減少傾向にあり、地域経済を支える産業が縮小傾向にある。福山市の産業構造が第二次産業から第三次産業へと変化しつつあるなかで、基幹産業の活力維持だけでなく、環境にも配慮した新たな産業創出等により地方創生に向けた取組が必要である。

福山市は穏やかな気候のもと比較的的自然災害が少なく、北部には山々が連なり、南部には瀬戸内海が広がる自然環境が豊かな地域である。しかし、急激な経済規模拡大や工業開発に伴い、騒音及び大気・水質汚染等の公害並びに大雨時の河川氾濫及び土砂災害等の被害拡大をもたらしてきた。

福山市が今後も将来にわたって発展し続けるには、経済活性化と環境保全の調和というのは、重要な課題である。福山市においては、経済部及び環境部が経済環境局に設置されており、それぞれの部が互いに協調しながら課題解決に向かうことで、持続可能な経済システムを実現することになる。このような状況のなか、経済部または環境部だけを縦割り組織として監査するのは合理的ではなく、経済部と環境部を同時に横ぐしを刺しながら監査を行うことで実効性ある監査につながるものとなる。

経済活性化及び環境保全に関しては、福山市の重点政策に関連するものであり、福山市民が関心を持っているものでもある。過年度では経済活性化または環境保全に関して単一のテーマで包括外部監査の対象になっているが、過年度監査の指摘・意見に関する措置状況の点検にとどまらず、経済活性化と環境保全の調和という複眼的な観点で組織横断的な

課題を検証すべきである。また、経済活性化及び環境保全に関して「最小の経費で最大の効果をあげること」及び「組織・運営の合理化、規模の適正化」の観点から、包括外部監査人が福山市から独立した立場で監査することは意義があるものとする。

以上のことから、「経済活性化及び環境保全に関する財務事務の執行について」を令和5年度の包括外部監査のテーマに選定した。

4 監査対象期間

令和4年度（令和4年4月1日から令和5年3月31日まで）

ただし、必要に応じて過年度及び進行年度の一部についても対象とした。

5 監査実施期間

監査契約日（令和5年4月1日）から報告書提出日（令和6年3月8日）まで

6 監査対象部署

経済活性化及び環境保全に関する財務事務を所管する担当課、及び選定した監査テーマに関する財務事務に関して、必要な事務の一部を担当していると包括外部監査人が判断する部課

7 監査の着眼点

- (1) 経済活性化及び環境保全に関する財務事務が法令等に従って執行されているか。
（合規性）
- (2) 経済活性化及び環境保全に関する財務事務が経済的・効率的に行われているか。
（経済性・効率性）
- (3) 経済活性化及び環境保全に関する事業が所期の目的を達成し、また、効果を上げているか。（有効性）

第2章 監査対象の概要

1 福山市の地域特性

(1) 地理的条件

福山市は、瀬戸内海沿岸のほぼ中央、広島県東部に位置する人口約46万人の都市で、温暖少雨な気候で日照時間が長く、自然災害が比較的少ないといった気象条件に恵まれ、海や山など豊かな自然との距離が近く、安心して快適な生活環境が整っている。

また、山陽自動車道や、中国横断自動車道尾道松江線（中国やまなみ街道）、西瀬戸自動車道（瀬戸内しまなみ海道）へのアクセスが良く、国の重要港湾である福山港や尾道糸崎港（機織地区）も有している。また、JR山陽新幹線等の鉄道網も充実しており、中国・四国地方の交通・物流機能の拠点であるなど、備後の中核都市としての都市基盤が整っている。

古くから広島県内の近隣の市町に加え、岡山県の井笠地方とも歴史的・文化的・経済的に結び付きが強く、全国に先駆けて2015年（平成27年）3月に備後圏域連携中枢都市圏を形成し、圏域全体の経済成長のけん引や都市機能、生活サービス機能の向上などに取り組んでいる。



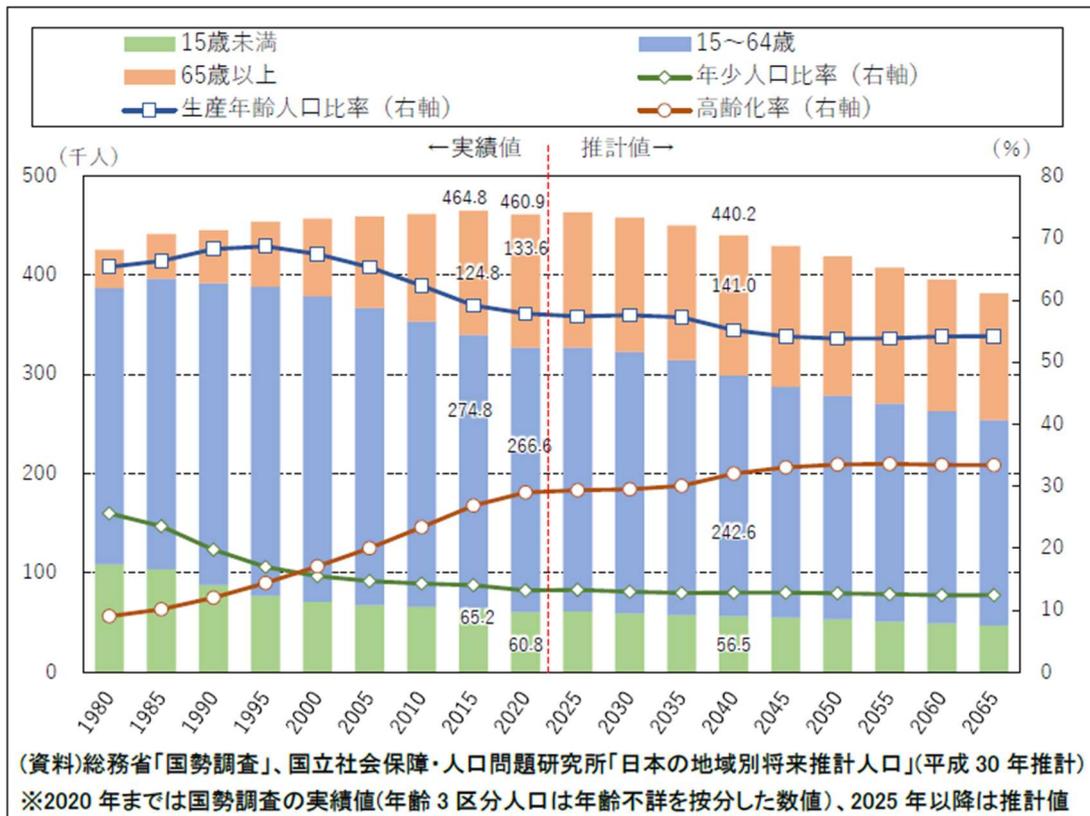
【福山市の位置図】

(2) 人口動態

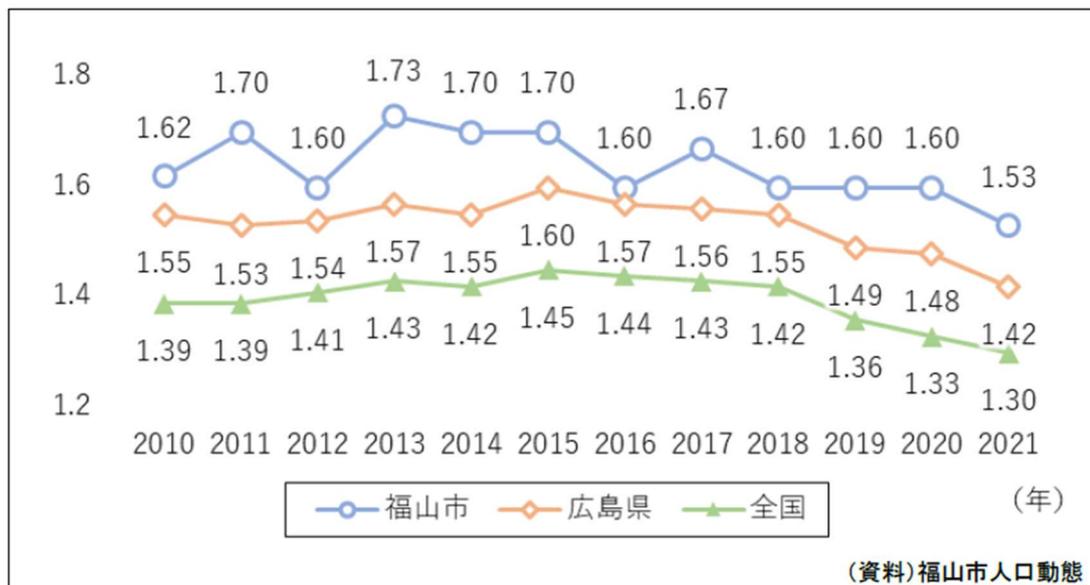
2020年（令和2年）の国勢調査では、福山市の人口は460,930人であり、1940年（昭和15年）以来の減少となった。国立社会保障・人口問題研究所の将来推計によると、2040年（令和22年）には44万人まで減少すると予測されている。

年齢3区分別の推計を見ると、年少人口・生産年齢人口は減少を続ける一方、高齢者人口は2045年（令和27年）にピークを迎え、その後は減少に転じると予測されている。

合計特殊出生率については、やや低下傾向にあるものの、1.6と全国平均・県内平均と比較して高い水準を維持している。



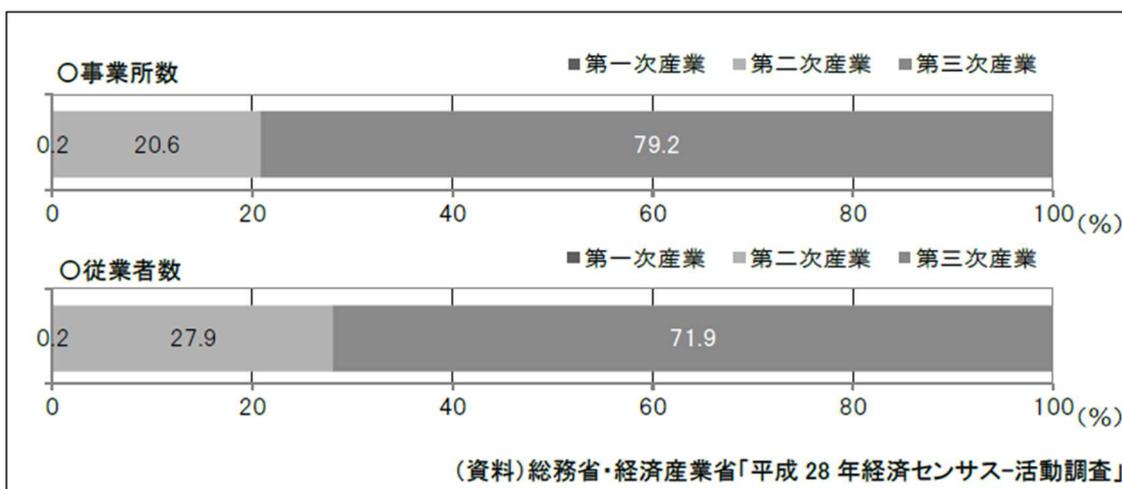
【福山市の将来人口推計グラフ (年齢3区分別)】



【福山市の合計特殊出生率の推移】

(3) 産業構造

福山市は、鉄鋼や電子デバイス、機械、造船のほか、世界のハイブランドも活用する高品質なデニムに代表される繊維産業など、多様な製造業が集積しており、市全体が「ものづくりのまち」として発展を続けてきた。多くの上場企業やオンリーワン・ナンバーワン企業を生み出す革新的な風土が根付いており、中国・四国地方の経済の要衝である。



【産業大分類別事業所数・従業者数の構成比(民営)】



【デニムの製造量ナンバーワン】



【粗鋼の生産量ナンバーワン】



【8 万トン級の貨物船の建造量ナンバーワン】



【食品トレーの生産量ナンバーワン】

2 SDGs

(1) 地方創生 SDGs

地方創生は、少子高齢化に歯止めをかけ、地域の人口減少と地域経済の縮小を克服し、将来にわたって成長力を確保することを目指している。地方が将来にわたって成長力を確保するには、人々が安心して暮らせるような、持続可能なまちづくりと地域活性化が重要である。特に、急速な人口減少が進む地域では、くらしの基盤の維持・再生を図ることが必要である。

持続可能なまちづくりや地域活性化に向けて取組を推進するに当たっては、SDGs の理念に沿って進めることにより、政策全体の全体最適化、地域課題解決の加速化という相乗効果が期待でき、地方創生の取組の一層の充実・深化につなげることができるため、SDGs を原動力とした地方創生を推進する。

SDGs においては、17 のゴール、169 のターゲットが設定されるとともに、進捗状況を測るための約 230 の指標（達成度を測定するための評価尺度）が提示されている。これらを活用することにより、行政、民間事業者、市民等の異なるステークホルダー間で地方創生に向けた共通言語を持つことが可能となり、政策目標の理解が進展し、自治体業務の合理的な連携の促進が可能となる。これらによって、地方創生の課題解決を一層促進することが期待される。

(2) 持続可能な開発目標の 17 ゴール

持続可能な開発目標(SDGs)の詳細			
 <p>1 貧困をなくそう</p>	<p>目標 1【貧困】 あらゆる場所あらゆる形態の貧困を終わらせる</p>	 <p>2 飢餓をゼロに</p>	<p>目標 2【飢餓】 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養の改善を実現し、持続可能な農業を促進する</p>
 <p>3 すべての人に健康と福祉を</p>	<p>目標 3【保健】 あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する</p>	 <p>4 質の高い教育をみんなに</p>	<p>目標 4【教育】 すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する</p>
 <p>5 ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う</p>	<p>目標 5【ジェンダー】 ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う</p>	 <p>6 安全な水とトイレを世界中に</p>	<p>目標 6【水・衛生】 すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する</p>
 <p>7 持続可能なエネルギーをみんなに</p>	<p>目標 7【エネルギー】 すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的なエネルギーへのアクセスを確保する</p>	 <p>8 働きがいも経済成長も</p>	<p>目標 8【経済成長と雇用】 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する</p>
 <p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p>	<p>目標 9【インフラ、産業化、イノベーション】 強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る</p>	 <p>10 人や国の不平等をなくそう</p>	<p>目標 10【不平等】 国内及び各国家間の不平等を是正する</p>
 <p>11 住み続けられるまちづくりを</p>	<p>目標 11【持続可能な都市】 包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する</p>	 <p>12 つくる責任 つかう責任</p>	<p>目標 12【持続可能な消費と生産】 持続可能な消費生産形態を確保する</p>
 <p>13 気候変動に具体的な対策を</p>	<p>目標 13【気候変動】 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる</p>	 <p>14 海の豊かさを守ろう</p>	<p>目標 14【海洋資源】 持続可能な開発のために、海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する</p>
 <p>15 陸の豊かさも守ろう</p>	<p>目標 15【陸上資源】 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対応ならびに土地の劣化の防止・回復及び生物多様性の損失を防止する</p>	 <p>16 平和と公正をすべての人に</p>	<p>目標 16【平和】 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する</p>
 <p>17 パートナリシップで目標を達成しよう</p>	<p>目標 17【実施手段】 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する</p>		

(出所：外務省ホームページ)

第3章 監査の指摘及び意見（総論）

1 監査の指摘及び意見の総括

令和5年度福山市包括外部監査における監査テーマは、「経済活性化及び環境保全に関する財務事務の執行について」であり、「経済部及び環境部の連携」、「SDGs（持続可能な開発目標）」、「関連費用の予算・決算額」及び「経済部全体、環境部全体及び両部に共通する課題」について、全般的な観点から監査を行った。

全般的な観点からの監査を行った結果、指摘及び意見の総括は次の表の通りである。

監査項目	指摘数	意見数	計
経済部及び環境部の連携	2	3	5
SDGs未来都市計画	1	8	9
SDGsの推進	1	3	4
関連費用の予算・決算額	0	1	1
附属機関	1	1	2
補助金	1	2	3
契約（随意契約）	1	4	5
計	7	22	29

2 経済部及び環境部の連携

① 【意見】経済部と環境部のさらなる連携が必要である。

経済活性化と環境保全は相反する目標として考えられてきた側面があるが、実際には相互に関連するものである。近年では経済活性化と環境保全を両立させるというグリーン成長という概念が主流となっており、環境問題を解決しながら同時に持続可能な経済成長を目指す取組が推進されている。持続可能な経済社会の構築に向けての取組が重要になるなか、経済部と環境部が同じ局にあり、互いに協調しながら課題解決にむけて事業を行っていくことがますます必要になってきている。

これまでに経済部と環境部で、SDGs及び産業団地造成の経済活性化と環境保全に関して会議を行った議事録があるかどうかを市に確認したところ、「未開催のため、提示できるものはない」との回答を得た。また、経済部企業誘致推進課の企業誘致活動では、広島県県内投資促進課、同東京事務所、同大阪情報センター等と連携することはあったが、環境部と連携を行って、環境配慮型企業の誘致促進を行う等の取組を行うことはなかった。SDGsや環境保全というテーマは単に法令や規制を遵守さえすれば良いというものではなく、より自主的な取組が大切であり、経済部と環境部がそれぞれの業務内容の範囲を行うだけでは十分とは言えず、両部の連携が重要になる。

福山みらい創造ビジョンの市政運営の基盤づくりでは、簡素で効率的な組織体制を基本に、時代の変化に対応した政策の立案・実施や横断的な連携を行うことができる体制を構築するとある。令和5年度からは「グリーンなものづくり企業プラットフォーム」を発足し、

環境への配慮や働きやすい職場環境づくり、女性・障がい者・高齢者の雇用促進を進める企業を市内外に発信することで、その認知度向上や人材確保につなげる取組を経済部と環境部をはじめとする関係部が連携して進めているところである。

市では人口減少、地域経済の縮小及び環境問題等の課題を抱えている。今後も、持続可能な経済社会の構築に向けて、経済部と環境部の互いに協調を必要とする横断的な課題が増えていくことが想定されるなか、経済部と環境部のますますの連携が必要となる。

② 【意見】経済部と環境部で重要な情報共有や各種案件の議論を行う場合、議事録などの文書記録を残すべきである。

これまでは経済部と環境部は定期的に局部長会を開催し、情報共有や各種案件の議論を行っていたが、それらの議論についての議事録や議事要旨などの文書的な記録は残されていなかった。

議事録は会議で議論された内容や決定された内容等を記録し、会議の参加者や関係者で共有することを目的とする。会議の内容を議事録に残すことで、今後の方向性や業務の方針が明確化し、情報共有した全員が日々の業務に生かすことが可能となることから円滑な業務遂行に寄与する。

経済部と環境部で情報共有や各種案件の議論を行ったとしても議事録等がなければ、どちらの部署が次にどのような業務を行うべきかが明確にならない可能性がある。また会議の決定事項に関する責任の所在が曖昧になったり、過去の会議の流れを理解するのが困難になったりする等の弊害が生じるおそれがある。今後、経済部と環境部で重要な情報共有や各種案件の議論を行う場合、出席者の氏名、議題、議決事項等を議事録に記載し、それぞれの部内で共有する必要がある。

③ 【指摘】元町トライアングル広場の受動喫煙対策は関係部局が同じ認識を持ち課題解決を図る必要がある。

市では、「福山市空き缶等の散乱防止等及び環境美化に関する条例」（略称：福山市環境美化条例）を平成7年10月1日（令和3年12月一部改正）から施行しており、市内全域で路上喫煙をしないよう努めることとし、特に福山駅周辺部では、路上喫煙を禁止する区域を設けている。福山駅周辺部の路上喫煙制限区域は、福山駅周辺デザイン計画で示された「ウォークブルエリア」内の道路を基本とし、福山駅前広場、福山駅北口広場が含まれる。市は「路上喫煙制限区域」の指定にあわせて、制限区域を案内する看板の設置や、路面標示を行ったり、関係団体と連携し、制限区域内で路上喫煙を防止するためのパトロールなどを行ったりして啓発活動を行っている。

市が路上喫煙制限区域内に設置する4か所の屋外喫煙所は全て厚生労働省の構造基準を満たすものである。しかし、「ウォークブルエリア」内の元町トライアングル広場では、煙が容易に漏れないように配慮されていない灰皿が設置されており、受動喫煙のおそれがある。

る。

元町トライアングル広場の周辺では多くのイベントが行われており、子どもから大人まで多くの人々が往来する場所である。喫煙は他者に対する個々の配慮義務が求められるが、子どもが多く参加するイベントのすぐ近くで大人が喫煙を行い、望まない受動喫煙が発生するおそれがある場合には、イベント主催者や施設管理者において喫煙場所を設置させるなど、対策を求める必要がある。また、令和7年には世界バラ会議福山大会が開催され、世界中から多くの関係者や観光客が福山市を訪れるなか、インバウンドにも対応した分煙環境の整備も必要である。

元町トライアングル広場の敷地の管轄は経済部である一方で、広場の公衆便所は環境部の管轄である。このように元町トライアングル広場の管轄が経済部と環境部でわかれており、施設管理を含めたあらゆる施策について、関係部局の認識が合致しなければ、分煙環境の整備をはじめとした生活環境の改善へと繋がらないことが危惧される。

世界バラ会議福山大会は「ローズマインド（思いやり・優しさ・助け合いの心）」を推進している。「ローズマインド」は、福山の戦後復興から半世紀以上の歩みの中で誕生した言葉である。ばらを愛し育てることを通して育む「思いやり、優しさ、助け合い」の心を示し、平和、ばら栽培に必要な愛情、人やまちへの優しさなど様々な思いが込められている。「ローズマインド」の推進のなかで、公共の場における農薬散布を前提としないばらの植栽など、環境に配慮したまちづくりを推進し、SDGsの達成に貢献する「ばらのまち福山」の方向性を提示するとある。それにも関わらず、他者に配慮のない公共の場での路上喫煙があるとすれば、「ローズマインド」の理念に反しSDGsの達成に貢献する「ばらのまち福山」の実践ができていないことになる。大会を通じて心を込めたおもてなしでお迎えし、大会参加者に満足していただける大会をめざすなか、関係部局が協調を図るとともに、それぞれの役割を果たしながら、元町トライアングル広場の受動喫煙対策を進めることが必要である。

④ 【意見】 経済部と環境部の契約の相手方が同一である場合、互いに連携し総合的な視点で施設の在り方を検討することが大切である。

元町トライアングル広場の敷地は、経済部産業振興課の管轄であり、「財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例」第4条第1項の規定に基づき「公用若しくは公共用又は公益事業の用に供する」に該当し、コミュニティ施設用地が使用目的であることから商店街振興組合に無償で貸し付けている。

元町トライアングル広場の公衆便所及び集会所の建物は商店街振興組合により建てられたものである。トライアングル広場公衆便所維持管理業務は環境部の管轄であり、当該商店街振興組合に随意契約により委託している。その理由は「福山市と商店街振興組合が平成3年10月5日付けで締結した協定書に基づき、同組合が元町トライアングル広場整備事業により設置した便所を公衆便所と位置づけ、維持管理業務を委託するため競争入札に適しないものである。」とある。

元町トライアングル広場の土地の使用貸借契約書と公衆便所の協定書はいずれも平成3年10月5日に締結しており、相当の期間が経過するなかで社会情勢も変化している。今後も経済部と環境部が連携しながら、総合的な視点で施設の在り方について、時代に即した内容を検討することが大切である。

⑤ 【指摘】経済部と環境部で事務処理の経験やノウハウをこれまで以上に共有しなければならない。

令和5年8月2日の中国新聞記事によると、環境部が所管の省エネ性能の高いエアコンや冷蔵庫の買い替え費用を補助する事業で、市内の42世帯に対して補助金計202万円を二重で交付するミスが発生した。二重交付は一世帯あたり3万円から5万円です。2回目の補助金の振り込みを確認した市民からの問い合わせでミスが発覚した。環境部によると、申請者名や金額などを入力する会計システムで、補助金を支払い済みの世帯のデータが残っていたため、二重で払った。本来は支払い済みのデータを消去して作業する。受け付け済みと支払い済みの照合などを複数の職員でチェックしていたが、ミスを見落としたという。

市民や事業者に対しての補助金交付業務は、経済部ではこれまでに多くの実績を有しており豊富な経験やノウハウがあったため、過去の補助金交付事務に関して確認しながら作業を進めていたが、環境部において、補助金を支払う段階でのチェック機能が十分でなかった。

補助金の二重交付の問題が発生すると、納付書の郵送などの追加的なコストがかかるだけでなく、対象者への説明と謝罪のために多くの余分な時間がかかることになる。このような問題が二度と発生しないようにするために、経済部と環境部がこれまで以上に連携して事務処理マニュアルやチェックリストの共有や相互のコミュニケーションの強化等を行っていくべきである。

3 SDGs 未来都市計画

① 【意見】「今後取り組む課題」について、「2030年（令和12年）のあるべき姿の実現に向けた優先的なゴール、ターゲット」を設定すべきである。

SDGs 未来都市計画の「2030年（令和12年）のあるべき姿の実現に向けた優先的なゴール、ターゲット」については、SDGsの推進を掲げている「福山みらい創造ビジョン」のKPIを中心に、経済、社会、環境に関連する項目を抽出し設定している。結果として、SDGs 未来都市計画の「今後取り組む課題」について、「2030年（令和12年）のあるべき姿の実現に向けた優先的なゴール、ターゲット」が設定されていない。「2030年（令和12年）のあるべき姿の実現に向けた優先的なゴール、ターゲット」が設定されていない具体的な例は次の通りであり、いずれも福山市の重要な課題である。

「首都圏等から人や企業を呼び込む環境を整えること」

「人口減少・少子高齢化社会に的確に対応した施策」

「福山駅周辺のにぎわい再生などの都市基盤の整備を進めること」

「福山みらい創造ビジョン（第五次福山市総合計画第2期基本計画及び福山市総合戦略を一本化したもの）」は、2021年（令和3年3月）に策定した福山市の最上位計画であり、SDGsの推進を掲げるとともに、取組の方向性ごとにKPIと達成をめざす17のゴールを設定している。しかし、SDGs未来都市計画も独立した市の重要計画であることから、福山みらい創造ビジョンとの整合性を図りながらも、「今後取り組む課題」について「2030年（令和12年）のあるべき姿の実現に向けた優先的なゴール、ターゲット」を設定するべきである。

② 【意見】SDGs未来都市計画には持続可能な開発目標の17ゴールをバランスよく設定することが望ましい。

「福山みらい創造ビジョン」のKPIでは、持続可能な開発目標の全17ゴールを設定しているのに対し、SDGs未来都市計画のKPIでは、「貧困、飢餓、ジェンダー、水・衛生、不平等、海洋資源、陸上資源、平和」の項目については目標が設定されていない。この点に関して市に問い合わせたところ、「これらの項目に関して取組をしないということではないが、SDGs未来都市計画のKPIは福山みらい創造ビジョンのKPIのうち、「多様な主体が参画し、新たな価値を創造する『持続可能なまち』の実現」に向けた先導的取組である「福山版サーキュラーエコノミーの実現に向けた取組」を進めていく上で密接に関連するKPIを抽出し設定している」旨の回答を得た。しかしこれらの項目のみを抽出する合理的な理由が見いだせないことから、SDGs未来都市計画においても、持続可能な開発目標の全17ゴールを、包括的に設定することが望ましい。

③ 【意見】ステークホルダーにとってわかりやすく、目標に対して十分なKPIを設定することを検討する必要がある。

SDGs未来都市計画では、「（経済）人や企業が安心・安全に活躍できる都市環境の構築」に対して、「創業件数」、「観光消費額」、「市民一人当たりの分配所得」をKPIとして設定している。これは担当課の見解によると、「備後圏域の玄関口である福山駅周辺のにぎわい再生やMICE誘致に向けて官民が一体となって取り組むことで観光消費額の増加につながる。また、企業間連携の促進とともに生産性と付加価値を高め企業の稼ぐ力を強化するほか地域経済の活性化に向け起業・創業支援や企業誘致にも取り組む。」ためである。

「（経済）人や企業が安心・安全に活躍できる都市環境の構築」という考え方は、「福山みらい創造ビジョン」の挑戦として設定されたもののうちの1項目である。「福山みらい創造ビジョン」では、「循環型地域経済の形成」、「多様な働き方と新たな人の流れの創出」、「農林水産業の振興」、「都市基盤の強化」、「防災・減災の推進」、「安心・安全な暮らしの確保」、「環境にやさしいまちづくり」の7つの柱を基礎として、「人や企業が安心・安全に活躍できる都市環境の構築」の挑戦項目を設定している。7つの柱はどれかが欠けた

状態では、「人や企業が安心・安全に活躍できる都市環境の構築」の達成は十分ではなく、7つの柱が相互に機能することで達成可能なものと考え。このような観点から考えると、「（経済）人や企業が安心・安全に活躍できる都市環境の構築」に対して、「創業件数」、「観光消費額」、「市民一人当たりの分配所得」のみを KPI として設定することは不十分であり、市民をはじめとするステークホルダーにとってよりわかりやすい KPI を設定することを検討する必要がある。

④ 【指摘】創業の KPI の設定においては、創業件数ではなく、施策の効果を表す数値を採用すべきである。

市が公表している令和 4 年度の創業件数は 289 件であり、そのうち 44 件は福山市役所の産業競争力強化法に基づく創業支援等事業計画の件数である。福山市役所以外の 245 件は認定創業支援等事業計画に関連する機関が把握している件数であり、各種相談やセミナー参加者等に関する件数を含む。また、市が把握して公表しているのは件数のみであることから、特定の人が複数の各支援機関に相談した場合、創業件数が重複してカウントされる可能性がある。

産業競争力強化法における創業の定義では、創業とは次に掲げる行為をいう。

- ・事業を営んでいない個人が新たに事業を開始すること（次号に掲げるものを除く。）。
- ・事業を営んでいない個人が新たに会社を設立し、当該新たに設立された会社が事業を開始すること。
- ・会社が自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに会社を設立し、当該新たに設立された会社が事業を開始すること（中小企業者の行為に限る。）。

一般的に、創業件数といえば、産業競争力強化法における創業の定義の通り、個人が新たに事業を開始したり、会社を設立したりすることの件数を想定する。市が公表している創業件数は、産業競争力強化法における創業の定義に基づいたものではない。

市では地域経済を活性化するために創業支援に取り組んでおり、福山みらい創造ビジョンや SDGs 未来都市計画では創業件数の数値目標を掲げている。産業競争力強化法における創業の定義に基づく創業件数を抽出することが困難であるのであれば、施策の効果を表す別の数値を採用すべきである。

⑤ 【意見】創業件数のゴールは過去の実績値を踏まえて、成功に向けて進むうえで動機づけとなるように設定しなければならない。

2021 年度の創業件数の実績が 246 件で、2025 年度のゴールが 225 件と過去の実績よりも将来のゴールの方が低いことになっている。このことについて担当課にヒアリングを行った結果、担当課の見解は次の通りである。「2021 年度の創業件数は実績値、2025 年度は福山みらい創造ビジョン策定時点（2021 年 3 月時点）の目標値を記載している。福山みらい創造ビジョン策定時点では、創業支援等事業計画における 2021 年度の目標創業者数を

205 件としていた。福山みらい創造ビジョンの策定にあたり、2021 年から 2025 年にかけて 1 年あたりの創業件数の 5 件増加を目標としたため、2025 年の目標値を 225 件としている。」

福山みらい創造ビジョン策定時の目標値をそのまま SDGs 未来都市計画の 2025 年度の目標値として設定したことで、2021 年度の創業件数の実績よりも低い形式的な目標となり、成功に向けての動機づけとはならない目標に陥っている。今後、「あるべき姿の実現に向けた優先的なゴール、ターゲット」を設定するときは、経済状況等の要因により創業件数に一定の変動が見られるとしても、過去の実績値を踏まえて、将来の目標を適宜修正し、目標に向かって導くような指針となるようにしなければならない。

⑥ 【意見】 市民一人当たりの分配所得のゴールは、インフレに伴う給与増加等の社会情勢を踏まえた現実的なゴールを設定しなければならない。

市民一人当たりの分配所得の指標は、2019 年度の実績値が 2,978 千円、2025 年度のゴールが 3,039 千円となっており、2%程度の増加となっている。この 2025 年度のゴールの設定にあたって、インフレを加味したものであるかどうかを担当課にヒアリングしたところ、「リーマンショック前の水準（2007 年）を目標としている。現在のインフレは加味していない。」との回答を得た。これは、2019 年以降の物価変動を考慮しておらず、2025 年度の所得額は 2019 年度の物価水準で表示されていることを意味する。

総務省統計局の 2020 年基準消費者物価指数（令和 5 年 9 月分）によると、総合指数は 2020 年を 100 として 106.2（前年同月比は 3.0%の上昇）、生鮮食品を除く総合指数は 105.7（前年同月比は 2.8%の上昇）、生鮮食品及びエネルギーを除く総合指数は 105.4（前年同月比は 4.2%の上昇）であり、SDGs 未来都市計画策定時の令和 5 年 8 月では大きくインフレが起きている状況である。このような状況のなか、現在のインフレを加味せずに市民一人当たりの分配所得をゴールとして設定することは現在の社会情勢を反映したものではなく、形式的なゴールとなる。実際に 2025 年度において、所得が 3,039 千円に達したとしても、2019 年度から 2025 年度にかけて物価は変動しているため、そのときの所得額は物価の変動を取り除いた実質所得額で評価しなければならない。今後、市民一人当たりの分配所得のゴールを設定する際は、インフレに伴う給与増加等の社会情勢を踏まえた現実的なゴールを設定しなければならない。

⑦ 【意見】 環境にやさしいまちづくりにつながる KPI は、ごみの排出量だけでなく、リサイクル率や最終処分量等も考慮する必要がある。

環境にやさしいまちづくりにつながる KPI として、「ごみの排出量」と「環境講座参加者数」が設定されている。

脱炭素・循環型社会の構築に向けて「ごみの排出量」は重要な指標であるが、それだけでは十分でなく「リサイクル率」及び「最終処分量」も重要な KPI である。市の一般廃棄物

処理基本計画では、「一般廃棄物の排出量」、「リサイクル率」、「最終処分量」の3つの指標について目標値を設定している。「ごみの排出量」だけが KPI として設定されているのは、福山みらい創造ビジョンに掲げる KPI を抽出して設定していることに起因する。脱炭素・循環型社会の構築に向けて、より実効性ある KPI にするために、一般廃棄物処理基本計画と同様に「リサイクル率」及び「最終処分量」についても KPI を設定する必要がある。

⑧ 【意見】事業者から排出される廃棄物についても KPI の設定を検討することが望ましい。

ごみ、つまり一般廃棄物に焦点が当てられおり、産業廃棄物には着目した計画とはなっていない。その理由について市に確認したところ、「産業廃棄物は、その処理の性格から市内の排出量の把握が困難であるため、福山市では、個別計画にも産業廃棄物の排出量削減目標などを設定していない。ただし、事業者に対して立入検査を実施するなど産業廃棄物の処理に係る指導を行っている。」と回答を得た。

原則として、一般廃棄物の処理責任は自治体にある一方で、産業廃棄物の処理責任は排出者（事業所）にある。このことより、自治体は一般廃棄物に焦点を当てることが通例である。しかし、事業者から排出される廃棄物の排出量は環境面・経済面どちらにおいても大きな影響を与えることから、その排出量やリサイクル率などの将来目標を設定することが重要である。加えて、温室効果ガス排出やエネルギー消費は福山市全体の状況を考慮していることを踏まえれば、事業者から排出される廃棄物も考慮に入れることが考えられる。

SDGs というテーマは単に法令や規制を遵守さえすれば良いというものではなく、より自主的な取り組みが大切である。市が単に企業活動に制約を課すという考え方のもと指導・監督を行うのではなく、市と企業が SDGs という共通テーマのもと相互連携していくことが重要である。地域や企業に SDGs の機運が醸成されてきており、SDGs の理念を浸透させていく意味でも、事業者から排出される廃棄物についても KPI の設定を検討することが望ましい。

⑨ 【意見】再生可能エネルギーの促進と温室効果ガス排出量削減について、両者の因果関係や対策の対応関係をさらに考慮する必要がある。

再生可能エネルギーの発電設備導入容量について、2030 年度の KPI は 1,034MW である。また、市の温室効果ガス排出量の推移は、2018 年度（平成 30 年度）において 27,801 千 t-CO₂ であり、ほぼ横ばいで推移している。

ここで、再生可能エネルギーの発電設備導入容量（太陽光発電、水力発電、バイオマス発電）に関して、産業部門、業務その他部門、家庭部門、運輸部門、エネルギー転換部門、廃棄物部門、二酸化炭素以外のガスの部門別の目標が設定してあるか市に確認したところ次のような回答を得た。「国の「第 6 次エネルギー基本計画」の発電電力量に対する再エネ電力割合の目標（38%）を用いて再エネ導入目標を算定している。当該目標は部門ごとに設定

されていないことから、福山市では部門ごとの算定は行っていない。」

再生可能エネルギーの促進と温室効果ガス排出量削減は密接に関係しており、両者を切り離して検討するのは合理的でない。計画・目標の実現可能性を高めるためには、両者の因果関係や対策の対応関係をさらに考慮する必要がある。

4 SDGsの推進

① 【指摘】SDGs推進会議を開催し、福山市の重要施策を協議・決定していく必要がある。

2023年（令和5年8月）に策定されたSDGs未来都市計画では、「全部局の局長で構成する「SDGs推進会議」において、福山市の重要施策を協議・決定している。」という記述がある。しかし、担当課にヒアリングを行った令和5年11月時点では、「SDGs推進会議」は活発に開催されている状況にない。

「2030年（令和12年）のあるべき姿」の実現に向けては、市長のリーダーシップの下、企画財政局が全体統括を担いつつ、SDGs推進会議を中心とした部局横断的な連携により、SDGs関連施策を推進する必要がある。未来都市の提案内容である「福山版サーキュラーエコノミー」の実現に向けたデジタルプラットフォームの構築など一つの部署だけでは課題解決が難しい重要施策の協議のためにSDGs未来都市計画に記載の「SDGs推進会議」を開催していく必要がある。

② 【意見】SDGs推進強化のため、専門部署のSDGs推進課（仮称）の設置を検討するべきである。

福山市の最上位計画である「福山みらい創造ビジョン」においてSDGsの推進を掲げ、SDGs未来都市計画を策定するなど、SDGsに関連する業務が増加している。このような状況のなか、企画財政局企画政策部企画政策課が全体統括を担いつつ、SDGs関連施策を推進することは大きな負担となる。現状ではSDGsの推進については企画財政局企画政策部企画政策課の業務内容に直接的には列挙されていない。

令和5年12月に改訂された持続可能な開発目標（SDGs）実施指針では、地方自治体の体制づくりとして、部局を横断する推進組織を設置すること、執行体制の整備を推進することを掲げている。実際に先進的な他自治体ではSDGsを推進するための専門部署を設置して、SDGsの普及啓発を積極的に行っている。「福山みらい創造ビジョン」に記載のとおり、「地域や企業にSDGsの理念を浸透させ、多様な主体との創意工夫の下、新たな価値が創造される持続可能なまちづくりを進めていく」にあたって、これまで以上のSDGs推進強化のため、専門部署のSDGs推進課（仮称）の設置を検討するべきである。

③ 【意見】庁内職員向けセミナーの参加者を増やして庁内全体でSDGsを推進していくことが大切である。

「福山みらい創造ビジョン」に記載の SDGs の基本的考え方である「誰一人取り残されることのない包摂的な社会を実現するため、コロナ禍で懸念される格差拡大の抑制を図るとともに、地域において人の交流が活発で、互いに支え合い、助け合う地域共生社会の構築に取り組みます。」という内容は、庁内の特定の部署に限定したのではなく全庁的に関連する内容である。

庁内職員向けのセミナー参加者の実績は、令和 3 年度が 111 名、令和 4 年度が 120 名であり参加者の中心は若手職員である。令和 4 年度の福山市職員数は 4,000 人超であることからすると、令和 3 年度と令和 4 年度ともに 3%程度の職員がセミナーに参加したことになる。全庁的に重要なテーマである SDGs の啓発に関するセミナーには、より多くの参加が望まれる。また、これまでの参加者の中心は若手職員であったが、SDGs の考え方はあらゆる年齢のすべての人々に関係するものであり、ベテラン職員の積極的な参加が望まれる。

④ 【意見】企業向けセミナーの参加者を増やして SDGs の啓発や企業との連携を強化することが重要である。

SDGs の基本的考え方にパートナーシップがあり、多くのステークホルダーとの連携が不可欠であるなか、SDGs 推進にあたって企業との協働は重要である。しかし、これまで市と企業が連携する機会が必ずしも多かったとはいえない。令和 5 年度中に構築予定の「グリーンなものづくり企業プラットフォーム」において、各企業のグリーンな先進事例や優良事例の情報発信のほか、セミナーや異業種交流会の開催、新たな商品開発・技術開発につながるプロジェクトの創出を行うことが期待されているところである。

企業向けのセミナー参加者の実績は、令和 3 年度が 55 名、令和 4 年度が 57 名、令和 5 年度が 19 名であり参加者の増加には至っていない。令和 5 年度のセミナー参加者が減少しているのはワーク形式のセミナーであり、セミナーのレベルが一段階上がったことに起因する。今後は福山版サーキュラーエコノミーの実現に向けたデジタルプラットフォームを構築するなかで、ますますの官民連携の強化が期待されるなか、企業向けのセミナーの参加者を増やしていくことが重要である。

5 関連費用の予算・決算額

① 【意見】環境対策費の予算額・決算額について、事業効果を把握していただくことが望ましい。

環境対策費は令和 4 年度に省エネ家電買替支援補助事業の予算計上により増加しているが、過去 11 年の予算額と決算額の推移では増加傾向にない。市の予算・決算に関する事項は政策的判断によるものであり、住民の直接選挙により選定された議員による議会での決定事項であることから包括外部監査の直接の監査対象ではない。しかし、環境対策費は環境保全に直結する費用であり、環境にやさしいまちづくりへの対応にあたって代表的な費目であることから、今後も事業効果を十分に把握していただくことが望ましい。

6 附属機関

① 【意見】女性の選任率については、30パーセント以上となるよう努めるべきである。

市の「附属機関等の設置等に関する指針」の「委員の選任基準」によれば、「福山市男女共同参画基本計画」の目標を踏まえ、委員に占める女性比率の向上に努めるものとする。「女性の選任率については、男女の数が均衡するよう努めるものとするが、当面、30パーセント以上となるよう努める。」と規定されている。

女性の選任率については、30パーセント未満の監査対象経済部附属機関等は7機関、監査対象環境部附属機関等は1機関であった。

持続可能な開発目標の17ゴールのうちの一つに「ジェンダー」があり、「ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う」とある。また、平成12年8月15日に男女共同参画推進本部が決定した「国の審議会等における女性委員の登用の促進について」に基づき、国でも審議会等の女性委員の割合について30パーセントを達成することを目指している。「福山市男女共同参画基本計画」の目標を踏まえ、委員に占める女性比率の向上に引き続き努める必要がある。

② 【指摘】市民公募委員を募集し、市民の多様な意見を市政に反映させなければならない。

監査対象の経済部附属機関では全ての附属機関において市民公募委員は無であり、監査対象の環境部附属機関では「福山市廃棄物減量等推進審議会」のみが市民公募委員について有となっている。

「福山みらい創造ビジョン」では、市政運営の基本は「現場主義の徹底」という運営方針のもと、「市民の声を政策に反映」とある。また、市政運営の基盤づくりでは、「共創」というテーマのもと、「まちづくりの主役である市民一人一人が活躍できる環境づくりや市民の声を政策立案に生かす取組を行います。」とある。

市の「附属機関等の設置等に関する指針」の「委員の選任基準」によれば、「市民参加の促進と広く市民意見を反映するために、公募による委員の選任に努めるものとする。」と規定されている。

専門的な知識を必要とする場合等の特段の事情があれば、市民公募委員を募集しない合理的な理由があるといえる。しかし、そのような特段の事業がない場合には、「福山みらい創造ビジョン」及び「附属機関等の設置等に関する指針」にあるように市民の多様な意見を市政に反映させ、市民の知恵と力を活かしていく市民参加型行政を進めるために市民公募委員を募集するべきである。

7 補助金

① 【意見】補助金の適正化推進のため、ガイドラインの作成を検討すべきである。

補助金は直接的な反対給付を伴わない支出であり、公益上の必要性から不特定多数の利益の増進に寄与することが求められており、その効果に対しては市民の理解が得られるものでなければならない。

市では今後財政が厳しくなることが予想されるなか、補助金について定期的に検証及び見直しを行っていく必要がある、補助基準の明確化や公平性の担保を図っていくことで、市民への説明を果たさなければならない。

市では補助金交付規則により、補助金交付に必要な事項が定めてあり、補助金交付事務を適正に行っていくことは当然のことである。しかし、補助金のガイドラインはなく、市としての補助金に対する統一的な考え方が明確になっていない。補助金の公益性・公平性を確保し、適正化を推進していくために補助金のガイドラインの作成を検討すべきである。

② 【指摘】補助金交付要綱を策定し、支給の根拠、趣旨及び目的等を明確化しなければならない。

補助金は地方公共団体が公益上の必要性を認めた場合に、補助事業者に対し交付でき、その補助金を交付する際は、公金であることを鑑み、地方公共団体がその行政目的を達成するうえで、他の手法と比較した場合に、最も効率的な手法であることが前提となる。

補助金の要綱がないまま補助金を交付する場合、支給の根拠、趣旨及び目的等が明確でない状態で補助金を交付するおそれがある。この場合、補助金交付の趣旨が公平で公益であるかどうかを慎重に吟味されない可能性がある。仮に市民全体の利益にならず、特定の団体等に利益を図る目的で補助金交付が行われるとすれば問題である。

監査対象の環境部補助金では全て補助金の要綱が作成されていた一方で、経済部補助金では団体への補助金等で要綱が作成されていなかった。経済部では補助金交付要綱を策定し、支給の根拠、趣旨及び目的等を明確化しなければならない。

③ 【意見】補助金の効果について、事前の予測及び事後の検証を十分に行う必要がある。

補助金の支出が効果的に行われていれば、経済活性化や環境保全に有効な対策となる。しかし、補助金は長年にわたり特定の団体等に交付され続けることによって既得権益化しやすい一面があり、この場合交付団体の自立化をかえって遠ざけることになるおそれがある。このため、補助金交付を行うことでどのような効果が見込まれるのかを事前に十分に予測することが大切であり、補助金交付後においては予測されていた効果が実現できたかどうか検証することが必要である。

経済部と環境部の補助金について確認したところ、長年補助金が定額の渡し切りで支払われており、補助金の効果の検証が十分に行われていないため、補助金の効果の事前の予測及び事後の検証が適切に行われるよう、今後の改善が望まれる。

本来は、補助金交付団体の財務状況が良好で自主財源だけでも活動を行っていくことが可能であれば、市の補助金交付の必要はないと思われる。そのためには補助金交付の際に決算書や収支報告を入手して、詳細な実績報告を精査しなければならない。仮に団体の財務状況が良好でなく補助の必要性があったとしても、補助金は必要最小限にとどめるべきであり、団体が補助金に依存することがないように常に検証していくべきである。

8 契約（随意契約）

① 【意見】 随意契約の見直しのためガイドラインの作成を検討することが望ましい。

現状では財務会計事務ハンドブックがあり、それに従い随意契約の事務手続を進めているところである。随意契約を締結する際に手続きの明確化を図りながら適正な契約を確保することは当然のことである。

経済部と環境部の随意契約一覧表を過去 3 年分入手して確認したところ、共通して次のような検出事項が確認された。

- ・ 1 者のみの随意契約が多い。
- ・ 2 者以上から見積書を徴していない随意契約が多い。
- ・ 随意契約から入札や公募による契約への変更のための点検が行われておらず、随意契約の割合が高い水準のままである。
- ・ 長年にわたって同一の委託先と同一金額で随意契約をしており、競争性が発揮されていない。
- ・ 業務内容に精通していることのみを理由として随意契約者を限定している。
- ・ 障害者施設等の特定随意契約（地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号）をより積極的に行う必要がある。
- ・ 特定の団体と多くの随意契約を締結しており、当該団体への依存度が高い。
- ・ 市内に複数の契約相手先があるにもかかわらず、特定の 2 団体と毎年見積合わせを行っている。

地方公共団体の契約締結方法は一般競争入札が原則であること、随意契約は例外であることを改めて認識し、随意契約が安易に行われることなく適正に執行されるよう、福山市の標準的な解釈やより具体的な指針を作成することは有用である。全国的にみても随意契約の見直しを行い入札や公募による契約を拡大することを目指すなかで、随意契約ガイドラインを作成する地方自治体が増えている。市政運営の基本方針にあるように、成果主義の徹底の考え方のもと最小の経費で最大の効果を発揮できるような契約となるように常に随意契約は見直しを行わなければならない。随意契約を行う際には、公正性・経済性・透明性の確保に最大限の注意を払う必要があり、随意契約ガイドラインを策定することを検討する

ことが望ましい。

② 【意見】 随意契約の結果について積極的に公表することを検討する必要がある。

契約担当課へ確認したところ、特定随意契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第3号）及び随意契約した予定価格（消費税等込み価格）が250万円を超える工事について、結果が公表される。特定随意契約は市のホームページで公表しているが、250万円を超える工事の公表の内容はホームページではなく、市の市政情報室において紙ベースで公表されるのみである。その他の随意契約については、法令で定まっていないため、公表はしていない。

市の最上位計画である「福山みらい創造ビジョン」における市政運営の基本に「情報発信」とある。また、市政運営の基盤づくりでは、行政のデジタル化として「市民の利便性の向上やサービスの充実、行政内部事務の効率化・スマート化の実現のため、デジタル技術の積極的な活用による行政のデジタル化を進める」とある。デジタル技術の発達により、随意契約の結果をホームページで公表することは以前よりも容易になっている。

福山市が競争性・公平性・透明性の確保の向上に努めていくのであれば、契約手続の透明性の向上を図るための取り組みとして、積極的にホームページ上で一定価格を超える随意契約の結果を公表することを検討する必要がある。

③ 【意見】 重点政策に関する事業や高額契約の事業等の重要な事業は委託先の決算書等を入手して経営状況を審査することを検討するべきである。

市では通常の随意契約において、契約の相手方の決算書等を入手するような定めはなく、重点政策に関する事業や高額契約の事業でも契約の相手方の経営状況を把握していない契約が多く存在した。万が一、重点政策に関する事業や高額契約の事業等の重要な事業がストップすると、市民や関係者をはじめとするステークホルダーへの影響が大きい。広島県では学校給食会社の破産により、学校給食の提供が突然ストップした問題を受けて、価格だけでなく経営状況を踏まえて業者を選定する方針を決めた。

今後は、重点政策に関する事業や高額契約の事業等の重要な事業は、委託先の決算書等を入手して経営状況を審査することを検討するべきである。

④ 【意見】 プロポーザル方式を実施する場合、評価委員に外部委員を複数取り入れるよう努めるべきである。

経済部と環境部の契約を確認したところ、プロポーザル方式で多くの業務委託を行っていた。プロポーザルの評価委員会の構成については、福山市職員のみで構成されており、外部委員を取り入れていない契約が多数存在した。プロポーザルの評価委員会は外部委員を取り入れることで、公正性・透明性及び客観性が担保されるものであり、福山市職員のみでプロポーザルの評価委員会を構成しているとすれば、外部の公正な意見が反映されている

ような状況にない。

市の最上位計画である「福山みらい創造ビジョン」では、「市政運営の基盤づくり」の「組織の総合力の強化」として、「多様な行政課題に果敢に挑戦し、多様な行政課題に果敢に挑戦し、情勢の変化に対応できる職員を育成するとともに、強化すべき分野に外部の専門人材を活用する」とある。また、「市政運営の基盤づくり」の「連携」では、「備後圏域の中核都市として、圏域内の市町や産学金官民との連携により、圏域の一体的な発展をけん引する」とある。

令和5年12月に改訂された持続可能な開発目標（SDGs）実施指針では、「地域レベルの官と民とマルチステークホルダーの連携の枠組みの構築等を通じて、官民連携による地域課題の解決をより一層推進することが期待されている」とあるように、地方自治体が外部のステークホルダーと連携することがますます必要になっている。

「福山市プロポーザル方式の実施に関する手引き」でもプロポーザル方式を実施する場合、評価委員に外部委員を取り入れるよう努めるように記載されている。プロポーザル方式の外部委員としては、学識経験者や専門的な知識を有する者等が想定され、評価の客観性や専門的な見地から公正な立場で審査することが期待される。今後はプロポーザル方式を実施する場合、評価委員に外部委員を複数取り入れるよう努めるべきである。

⑤ 【指摘】プロポーザル方式を実施する場合、議事録を残す必要がある。

プロポーザル方式はアイデアを競わせる手続であることから、審査基準が抽象的になりやすく、業者選定における公正性・透明性確保の観点から、議事録等の書面により、審査過程の記録を残すことを念頭に置き、適正な事務の遂行に努める必要がある。このため、「福山市プロポーザル方式の実施に関する手引き」でもプロポーザル方式を実施する場合、「議事録を作成し、書面に審議過程を残すこと」と令和5年1月に改訂されたところである。

- ・透明性 募集、審査の経緯等、手続全体を市民や参加者に的確に伝え、その過程についても疑念を抱かれることがないように適切に情報公開を行う。
- ・公正性 同一の条件で受注候補者の特定を行うため、手続、提案項目及び提出書類を統一し、原則として評価基準を公表する等、提案に際して偏りがないうように評価する。
- ・客観性 当該業務に最もふさわしい提案を総合的に判断するため、市民や参加者からみて客観的な評価基準、評価方法等を設定する。また、評価委員は、その業務に関する専門知識を有し、提案について客観的な審査及び評価が行える者を選出する。
- ・競争性 一定の基準のもとで、より多くの参加者が自由に提案できるようにするため、参加資格は必要不可欠なものとする。

プロポーザル方式の業務委託について関連書類を調査したところ議事録が作成されておらず、書面に評価委員会の審議過程が残されていない契約が経済部で複数確認された。これでは、透明性、公正性、客観性、競争性について事後的に検証することが不可能であり、問題である。今後は、プロポーザル方式を実施する場合、「福山市プロポーザル方式の実施に

関する手引き」に従い、議事録を残す必要がある。

第4章 監査の指摘及び意見（経済部 各論）

1 経済部 総括

経済部の監査の結果、指摘及び意見の総括は次の表の通りである。

対象部門と監査項目	指摘数	意見数	計
2 産業振興課			
福山市産業振興アクションプラン	0	2	2
福山ビジネスサポートセンターFuku-Biz運営事業	1	2	3
一般財団法人備後地域地場産業振興センター振興事業費補助事業	1	2	3
中心市街地活性化事業費補助事業	0	2	2
商店街活力向上事業費補助事業	2	1	3
中小企業等SDGs推進事業補助事業	0	1	1
商工会議所・商工会への事業費補助事業	0	3	3
旧福山産業会館	1	1	2
労働者福祉金融対策事業	3	2	5
障がい者雇用奨励金	0	2	2
女性の働く環境改善補助金	1	0	1
3 農林水産課、農業振興課			
備後圏域ワインプロジェクト・水産物ブランド化推進事業	1	0	1
生産性向上支援事業費補助	0	2	2
管理運営費補助（卸売市場）	0	3	3
福山地方卸売市場財産管理等業務委託、生鮮食料品流通統計業務委託、福山地方卸売市場管理事務所清掃業務委託	0	1	1
森林公園の維持管理	0	2	2
森林公園の清掃業務	0	1	1
森林経営管理等推進（保全対策事業）	0	1	1
有害鳥獣対策事業（野生鳥獣緩衝地帯整備事業）	0	1	1
漁場環境整備事業	0	1	1
農林水産業の事業承継について	0	1	1
4 企業誘致推進課			
福山北産業団地第2期事業	1	5	6
計	11	36	47

2 産業振興課

2-1 福山市産業振興アクションプラン

① **【意見】**新規計画を策定する際には、前期計画や施策について事後評価を行い、新規計画に反映させるべきである。

当計画には、福山市産業振興ビジョンに代わる実行計画として策定されたものである旨の記載がある。そのため新たに福山市産業振興アクションプランを策定時に福山市産業振興ビジョンの事後評価を実施しているかについて確認したところ、過去の計画や施策の評価は実施されていなかった。

当計画は、「福山みらい創造ビジョン」を踏まえ策定されている。確かに全庁的な行動の指針となる総合計画との整合性は重要であるが、前計画の達成状況や実施した事業の効果がどのように発現したかなどの事後評価を実施することは、新規計画の実効性を高める上で必要不可欠なものである。少なくとも計画が終了した時点で十分に事後評価を実施し、評価結果について記録する必要がある。また、その結果等をホームページ等で公表することが望ましい。

② **【意見】**計画の推進体制を明確にしたうえで、計画の進行管理を記録し保存すべきである。

当計画には、推進体制についての記載がなかった。また、計画の進捗管理が実施されていることを確認できる書類が保存されていなかった。

実行計画であれば、毎年、施策やK P I 指標の進捗状況などの点検評価を行い、計画を見直す必要がある。そのためには、計画推進にかかる責任部課はどこか、他の部課とどのように連携をとるか、フォローアップをどのように行うかなど、計画の推進体制を明確化する必要がある。その推進体制により計画の進捗状況の分析を行い、企業や産業支援機関との連携により得た情報をもとに、施策やK P I 指標の見直しを行うことで、事業効果を高めることができる。

また、計画の実効性を確保するためには、進捗状況の可視化、情報共有が必要であり、そのためには計画の進捗状況や検証結果、今後の対策など計画の進捗管理の記録を保存する必要がある。

2-2 福山ビジネスサポートセンターFuku-Biz 運営事業

① **【指摘】**業務委託契約時において、受託者の計算書類等を入手し、財務状況等について確認すべきである。

福山ビジネスサポートセンターFuku-Biz は、公的産業支援機関であり市において重要な事業であるため、その運営業務の受託者が安定して事業を継続できる事業遂行能力があることを確認する必要がある。その事業遂行能力の確認の一つとして、計算書類等を入手し、受託者の財務状況等を確認する必要があるが、担当課ではこの確認が実施されていなかった。

た。

福山ビジネスサポートセンターFuku-Biz の運営委託業務にかかる仕様書を確認すると、受託者は、センター内において本業務以外の業務を行うことが禁止されているが、それ以外の場所や時間においては他の業務を行うことができる。そのため、他の事業により損失が発生し、財務状況が悪化する可能性も考えられるため、最新の財務状況を定期的に確認する必要があると考える。

また、財務情報の入手方法として、会社法第 440 条第 1 項により、上場会社などを除く株式会社は、定時株主総会の終結後遅滞なく、計算書類を公告することが義務づけられており、このような公開情報によって最低限の確認を行うことはできると考える。

県内において、学校給食の業務委託先が財務状況悪化により事業継続困難となった事例も発生しており、過去の事業実績等だけでなく、現在の財務状況を確認し、業務委託契約期間中に安定的に事業継続できる委託先であることを確認する必要性は今後さらに高まると考える。

② 【意見】業務委託契約は、一者随意契約の形式が採用されているが、長期的に安定して運営するという視点で契約方法を検討していただきたい。

福山ビジネスサポートセンターFuku-Biz の運營業務委託契約は、一者随意契約となっている。これは、一般財団法人備後地域地場産業振興センターに委託されていた時期も含めた 6 年間で、他の産業支援機関や関連事業者と連携した相談体制が構築できており、事業者に対して支援を行う際には、これらネットワークは必要不可欠であることから、仮に株式会社タウル以外の事業者が受託することとなった場合には、その連携による事業の拡がりに支障が生じ、本事業の目的を十分に達成できないことが懸念される、という理由から、地方自治法施行令第 167 条の第 1 項第 2 号の「契約の性質又は目的が競争入札に適さないもの」として整理されている。

確かに、他の産業支援機関等との連携は事業者を総合的に支援していく上で重要な要素であり、福山ビジネスサポートセンターFuku-Biz として、継続的にサービスを提供できる体制を維持しなければならない。しかし、現在の業務委託先は、市の出資団体である一般財団法人備後地域地場産業振興センターではなく、民間企業となっている。福山ビジネスサポートセンターFuku-Biz は一時的なものではなく、長期間安定的に質の高いサービスを提供する必要があり、その点ではプロポーザル方式随意契約などを採用し、複数の業者により競争の原理を働かせて、長期的にサービスの質を維持する体制を構築すべきではないかと考える。また、他の産業支援機関等とのネットワークは、福山ビジネスサポートセンターFuku-Biz として構築されるべきものであり、業務委託先である民間企業と構築されるべきものではない。

福山ビジネスサポートセンターFuku-Biz を長期的に安定して運営するという視点で、契約方法について検討をしていただきたい。

③ **【意見】市の事務を業務委託した場合における許可等に関する考え方について、統一した運用をする必要がある。**

福山ビジネスサポートセンターFuku-Bizは、現在「まなびの館ローズコム」3階に設置されている。

通常、行政財産を使用させる場合は、条例に基づき行政財産使用の許可を受け、定められた使用料を納付しなければならないが、福山ビジネスサポートセンターFuku-Bizについては、委託業務であることから、行政財産の使用許可等は不要としている。ただ、こういった委託業務の場合の扱いについては、契約書（仕様書）において業務実施場所を指定した場合に限るなど、全庁的に統一した運用を定めるよう努める必要がある。

2-3 一般財団法人備後地域地場産業振興センター振興事業費補助事業

① **【意見】補助金の趣旨や補助率等の条件を明確にしたうえで、補助金の効果を評価する必要がある。**

当補助金に関する交付要綱は作成されておらず、事務処理は福山市補助金交付規則に従って行われている。しかし、同規則には、交付申請や事業報告書の提出などの一般的な手続きについては規定されているが、個々の補助金の支給基準や趣旨及び目的等については規定されていない。一部の事業については過去3年間の事業費の平均額をもとに補助金の額が算出されているものの、補助金の支給基準がない事業も含めた、地場産業振興センターに対する補助金の総額は毎年同額となっており、結果として地場産業振興センターが実施している個々の事業に対する補助金の効果を把握できていなかった。

補助金を交付する際は、公金であることに鑑み、市がその行政目的を達成するうえで、最も効率的な手法であることが前提となるものである。そのためには、補助金の対象事業、補助金の趣旨及び目的等を明確にし、個々の事業について補助金の効果を評価しなければならない。

② **【意見】出資団体に対する市の関与方針を策定する必要がある。**

地場産業振興センターは市の出資団体であり、市からは補助金や負担金等の多くの財政的関与を行っている。しかし、このような出資団体に対して、どこまで関与するかについては不明確となっている。

市の出資団体等のいわゆる第三セクターに該当する法人は、産業振興等、公益性が高い事業を実施しており市における重要な役割を担っている一方で、経営が著しく悪化した場合には、市の財政に大きな影響を及ぼすことが懸念される。現在、出資団体の関与については主に指導監督を行う担当課で判断されているが、基本的な考え方を整理し方針として示すことで出資団体の指導監督を行う担当課の判断基準を明確化し、出資団体への関与について統一化を図る必要があると考える。

出資団体への市の関与方針としては、まず基本的な方針として、出資団体は原則として市から独立した事業主体あり、経営責任は経営者にあるとしたうえで、どのような団体の経費について公的支援を行うのか、経営が悪化した場合の財政支援を行う条件等を定める必要がある。具体的な関与方針としては、補助金や委託料、貸付金などの財政的支援の方針、役員の就任や職員の派遣などの人的関与の方針等を定めることや、出資団体の経営状況、財務状況を分析し、出資団体が実施している事業の意義や採算性に関する分析・評価を行い、今後の方針を確認するなど、出資団体に対する定期的なモニタリング手法についても規定することが考えられる。

③ 【指摘】 地場産業振興センターの今後の在り方について検討する必要がある。

現在、地場産業振興センターの財務状況は厳しい状況にある。設立当初から外部環境が大きく変化し、会費収入や事業収益が年々減少しており、市からの補助金等が経常収益の大半を占めている。さらに、福山ビジネスサポートセンターFuku-Bizが株式会社タウルへの業務委託という形式に移管したことにより、法人の事業規模も縮小化しているなど、長期的に収入の悪化傾向にあり、深刻な経営状態の悪化を引き起こしている。

早急に補助金頼りの運営から脱却する必要があるとあり、金銭的な支援を行うよりも、経営健全化の方針や計画の策定及びその推進を促す必要がある。

また、資産の大半が不動産であり、現預金の残高が少なくなってきたことから、近い将来資金繰りが難しくなることも予想される。さらに、建物も老朽化していることから、大規模修繕や建替え等大きな支出がいずれ必要となるが、この改修資金の積立が全くできていない状況にある。そのような状況を把握しているのであれば、今後どのように資金繰りを行っていくのか、改修費をどのように捻出するのか等、具体的な方針や対策について早い段階で確認する必要がある。

近年、他の自治体では財務状況の悪化や施設の老朽化を理由に地場産業振興センターを解散するケースも相次いでいるが、福山市や備後地域における地場産業振興センターの役割を明確化した上で、現在の財務状況等を踏まえ、今後の在り方を検討していただきたい。

2-4 中心市街地活性化事業費補助事業

① 【意見】 補助率や補助対象事業等の補助金の条件を明確にし、補助金の効果を把握する必要がある。

当補助金は、創設当初から商工会議所と連携し、商工会議所の実施する中心市街地活性化に関する事業費の補助を行ってきた。商工会議所と協議のうえで事業内容に適宜変更が加えられるため、当補助金に関する交付要綱は作成されていない。

しかし、補助金の条件を設定していないため、補助金の効果を把握することが困難となっている。さらに、個々の事業に対してではなく、中心市街地活性化に関する事業費全体の補助金という形となっていることから、より効果的な事業に対して優先的に補助金を支出す

るといった効率性の観点で考慮されにくくなっている。

より効果的な事業を効率的に補助するためにも、交付要綱等で補助金の目的や補助率や補助対象事業等の補助金の条件を明確化する必要がある。

② **【意見】同様の趣旨の補助事業は統廃合の検討が必要であり、商店街が競争力をつけるためには本当に必要な事業に予算を集中すべきである。**

商店街に対する補助金として、市が交付決定する商店街活力向上事業費補助金と、商工会議所が交付決定する中心市街地活性化事業費補助金が存在する。商店街等が行う賑わい創出イベントにかかる事業費は、この両方の補助金の対象となっており、重複しているといえる。交付決定機関は異なるが、同様の趣旨の補助金であればどちらかに統合することも検討する必要がある。

毎年同様の補助金を支出していると、補助金頼りの運営となってしまうが、最終的に商店街が競争力をつけ自立することが理想であり、そのためにはそれぞれの補助金の趣旨を明確化し、事業効果を把握したうえで、より必要な事業に予算を集中すべきであると考え。

2-5 商店街活力向上事業費補助事業

① **【指摘】補助対象者が補助要件を充足していることを確認した資料を指定されたファイルに保存する必要がある。**

当補助金の賑わい創出事業の補助対象者は、組合及び組合に準ずる任意団体と規定されており、組合に準ずる任意団体は、「一定の地区（街区）内で集積・近接した商業事業者で構成され、来街者（消費者）を対象に、継続的に商業振興を目的とした事業を行う団体であって、規約等により代表者の定めがあり、財産の管理等を適正に行うことができるもの」と定義されている。これらの要件を満たす団体であることを確認するため、当補助金の要綱において、構成員名簿及び定款、会則、規約等の書類の提出を補助金交付申請時に求めている。関連するファイルを確認したところ、これらの書類の一部が編冊されていなかった。担当課に確認したところ、別のファイルに保存されているとのことであった。

福山市文書等取扱規程第 39 条には、文書等は、原則として指定のファイルにより編冊しなければならないと規定されている。担当課において、補助対象者が補助要件を充足していることが外形的に確認できるように、補助事業者から取得した資料は指定のファイルに保存する必要がある。

② **【指摘】補助金にかかる消費税の取り扱いを規則や要綱等に規定する必要がある。**

保存されている書類を確認したところ、消費税額等を除いた事業費に基づいて補助金の額を算出する運用となっているが、消費税の取り扱いが、補助金の要綱等で定められていなかった。

補助事業者が課税事業者であり、消費税額等を含んだ補助事業費に対して補助金の交付を受け、その後消費税の確定申告の際に補助金にかかる消費税額等を仕入税額控除した場合、その補助事業者は補助事業費にかかる消費税額等を負担していないにもかかわらず消費税分も補助金を受け取ることになる。これを回避する方法として、一旦消費税を含んだ補助金を交付し、課税事業者が確定申告で課税仕入れに係る消費税額等として控除できる金額が確定した場合には、これに係る補助金相当額を補助事業者に報告させ、その金額を返還させるという方法や、補助事業者が補助金を申請する段階で消費税抜きの金額を記載させることで消費税の影響を排除するという方法などが考えられるが、本補助金は運用上後者を採用していることになる。

このように補助金にかかる消費税の取り扱いは、複数の方法が存在することから、要綱には必ず明記しなければならないと考える。

また、そもそも商店街振興組合等は、消費税の免税事業者が大半であり、免税事業者は補助事業費にかかる消費税分も経費として負担していることになる。そのため、補助金の取り扱いについて改めて検討する余地があると考ええる。

③ 【意見】 交付申請の合計額が予算を超えている場合の交付金額の決定方法について、検討の余地があると考ええる。

保存されている資料を確認したところ、交付申請の合計額が予算を超えていた。その場合、まず予算総額を交付申請に基づいた補助交付金額の割合で按分した金額を各補助事業者の補助金の上限として設定し、その後補助事業者から事業報告書を受領し、その内容を審査したうえで交付すべき補助金の額が決定される運用がなされていた。すべての補助事業が申請書と金額が一致した事業報告書が提出される場合には問題はないが、申請者又は市の誤認により、申請時の事業費に消費税額が含まれていた場合や、単純に事業費が申請額を下回った実績となった場合など、申請額を実績額が下回った場合には、申請額と実績額が同一のものと比べると事業費に対する補助率が上昇することになる。そのため、補助事業者間で公平性に欠ける場合も想定される。そのため、交付申請の合計額が予算超過した場合の交付金額の決定方法については検討の余地があると考ええる。また、予算を超える申請があった場合の取り扱いは交付要綱に規定することが望ましい。

当補助金は、商店街活性化が事業目的であり、先着順に締め切る方法は事業目的にふさわしくないとの判断により、全体の補助率を下げ、申請のあった補助事業者すべてに対して補助金が支給されているが、商店街等の自立を促すのであれば、毎年同様の事業に補助金を支給するのではなく、同様の事業については回数（年数）を制限し、新規事業を優先的に支援するなど、補助対象事業を選定することも考えられる。

2-6 中小企業等 SDGs 推進事業補助事業

① 【意見】 SDGs 認定事業者であることを補助対象事業者の要件とすることも考えられる

のではないか。

当補助金は、中小企業等 SDGs 推進事業審査会（以下、「審査会」という。）においてその事業内容を審査し、適当と認めるものについて交付決定が行われている。審査会は、商工会議所や市内の大学等により組織されており、交付決定までの時間もかかり、審査会や担当課の負担も多いように思われる。

他の自治体をみると、SDGs の理念を理解し、達成に向けた取組を進める企業、団体、教育機関等を「（仮称）SDGs 認定事業者」として登録する制度を創設されている自治体もあり、このような認定を受けていることを補助金の要件とすることも考えられる。

この方法であれば、審査会を組織して審査するよりも効率的に補助金の事務処理を行うことができ、他の補助金にも補助金等の要件として活用することで全庁的に SDGs の普及を推進できると考える。SDGs 普及のため、SDGs の認定制度を創設することと、補助金等の要件に加えることを検討していただきたい。

2-7 商工会議所・商工会への事業費補助事業

① 【意見】商工会議所及び商工会への補助金について、算定根拠を明確にすべきである。

商工会議所及び商工会へ給付している補助金は 10 年以上金額が変更されておらず、個々の補助対象事業ごとの補助金の算定方法や補助金額が明確になっていなかった。

補助金の金額もしくは補助率は、適切かつ妥当な基準とすべきであるが、補助金の算定根拠が不明確であるため、補助対象事業ごとの補助金額が明確となっておらず、適切かつ妥当な基準かどうかも判定できない。補助金の算定根拠を明確にしていきたい。

また、長年にわたって定額の補助を行っていると、外部環境や補助対象自体にも大きな変化があることが想定されるため、補助金額・補助率の妥当性、商工会議所及び商工会の団体間の公平性等の観点で検討を行い、定期的に見直しを行う必要がある。

② 【意見】神辺商工文化センターの駐車場として借用している民有地について、適正な賃借料に対して補助金を支給すべきである。

神辺商工文化センターの駐車場として借用している民有地にかかる契約書を確認したところ、平成 3 年に変更契約が交わされて以降、30 年以上賃借料が改定されていなかった。神辺町商工会と貸主との間で賃借料の交渉はされているとのことであるが、賃貸されている市有地と民有地の固定資産税評価額の坪単価が同額と仮定すると、普通財産貸付要領に従って算出した貸付料の 1.5 倍以上の賃料を支払っていることになる。

平成 3 年頃は地価相場がピークとなっていた時期であり、現在の地価相場は大きく下落している。賃借料の補助を行うのであれば、適正な賃料に対して補助金を支給すべきと考える。神辺町商工会に改めて賃借料の改定を実施することを促し、補助金の算定根拠を明確にしたうえで、適正な賃料に対して補助金を支給すべきであると考えている。

③ **【意見】** 神辺商工文化センターに対する補助金の必要性について、神辺商工文化センターの在り方も含めて再度検討していただきたい。

神辺商工文化センターの令和4年度の決算書を確認すると、収入は会館使用料が主なもので、収入の約4分の1が市と商工会の補助金であった。一方経費は、主に水道光熱費や家屋費など会館の運営にかかる経費と土地賃借料であった。つまり当補助金は、神辺町商工会の会館事業に対する補助である。他の商工会には同様の補助金は支給されていない。

平成18年に神辺町と合併してから、当時実施されていた補助事業を引き継いでいる経緯は理解できるが、合併してから20年近く経過していることから、当補助金の必要性について検討していただきたい。また、相場よりも高額な民地の賃借料を長年払い続けている現状も考慮し、神辺商工文化センターの在り方についても商工会と交渉を続けていただきたい。

2-8 旧福山産業会館

① **【指摘】** 行政財産の使用料減免理由について、明確化すべきである。

市の行政財産である旧福山産業会館をシルバー人材センターに無償で使用させていることについて、担当課にヒアリングしたところ、福山市行政財産の使用料に関する条例第6条第1項が根拠との回答を得たが、当該使用料を減免することができるケースとして規定されている同項第1号～第4号のどれにも該当していなかった。

旧福山産業会館を同条例第6項第5号（その他市長が特別の理由があると認めたとき。）を根拠として無償で使用させるのであれば、特別な理由を明示して、適切な手続きをとる必要がある。

② **【意見】** 旧福山産業会館にかかる経費について、より適切な費目で予算を計上することを検討していただきたい。

現在、旧福山産業会館の運営は、電気代や施設管理業務及び清掃業務の業務委託料等の施設の維持管理に多大な経費が発生しているが、シルバー人材センターには無償で使用されており、その他の収入もほとんどない状況にある。また、施設管理業務及び清掃業務の業務委託はシルバー人材センターと随意契約を締結しており、旧福山産業会館は実質的にシルバー人材センターのために維持されているといえる。

旧福山産業会館にかかる経費は、「商工総務費」として予算が組まれているが、シルバー人材センターの運営支援を行うのであれば、その目的を示した事業として予算を組む必要があると考える。シルバー人材センターの運営支援は高齢者支援課が行っており、「老人福祉費」等の費目に計上することを検討していただきたい。

2-9 労働者福祉金融対策

① **【指摘】** 預託金を運用した融資実績を十分に把握し、その事業効果を検証すべきである。

生活安定資金融資資金及び住宅資金貸付資金については、新規貸付及び回収実績がある

が、担当課にその融資実績について確認したところ、過去の融資実績が十分に把握されていなかった。

預託金は資金拘束を伴うものであり、その資金は効率的かつ効果的に利用されなければならない。そのため、預託金を運用した融資実績を担当課において把握し、その情報を分析したうえで事業効果を検証しなければならない。

② 【意見】 預託金を適正な金額に見直しをすることを検討する必要がある。また、預託金以外の支援方法についても検討していただきたい。

預託金は市の決済用預金口座へ入金されており、毎期年度同額が年度当初に預託され、年度末に償還されるため、貸倒リスクは負っておらず、増減がないという点においては市財政への影響はない。ただし、546,000千円という資金が拘束され続ける性格を持つため、市財政を圧迫しており、本来は市債を圧縮できるという点で利息分の機会損失が発生しているといえる。そのため、継続的に、その資金が効率的かつ効果的に利用されているかについて検討を行う必要がある。しかし、提携融資など預託金の目的となっている融資が低調もしくは融資実績がない状況にもかかわらず、預託金の金額の十分な見直しが長年行われていなかった。

預託金の趣旨及び目的を明確化した上で、支援する融資制度等の利用実績に見合った預託金の金額に毎期見直すことを検討する必要がある。また、制度発足から年数が経過しており当時と状況も大きく変化しているため、制度自体を存続することの必要性を検討するとともに、利子補給制度など預託金制度以外の支援の方法も検討していただきたい。

③ 【指摘】 住宅資金貸付資金にかかる制度要綱の整備を行い、条件等を定める必要がある。

中国労働金庫に対する預託金のうち、一部は住宅資金貸付資金のためのものである。この預託金に関する要綱は福山市住宅建設資金等貸付要綱（以下、「旧要綱」という。）であったが、平成14年3月に廃止されている。そして、旧要綱に基づいて行った貸付金を旧要綱廃止後もフォローするため、労働金庫にその貸付残高に対応する金額を決済用預金により預託することとし、「福山市住宅建設資金等貸付に係わる預託等契約書」により預託の条件等について定められていた。

しかし、市で保存されている最新の契約書について確認したところ、当契約書は平成19年のものであり、契約は一年契約であるにもかかわらず、その後契約が更新されていることが確認できなかった。この点、運用方法については毎年度覚書で確定しているとのことであったが、覚書には協調倍率や融資条件など具体的な条件は記載されていないため、住宅資金貸付資金にかかる制度要綱の整備を行い、中国労働金庫との合意事項をあらかじめ定めておく必要がある。

④ 【指摘】 中国労働金庫と合意している覚書の内容と要綱の内容が異なっていた。

中国労働金庫と毎年締結されている覚書の内容を確認したところ、福山市勤労者生活安定資金融資制度要綱等の融資の報告時期について、覚書と要綱とで異なる規定をしていた。担当課に確認したところ、利用数が少ないため、過去に年度ごとの覚書により運用を定めた経緯があるとのことであった。

しかし、要綱は市職員が事務処理を進めていく上での指針・基準を定める行政機関の内部規律であり、運用を変更するのであれば、要綱も変更しなければならない。

⑤ 【意見】年度末に預託金の返還を受け、翌年度当初に再度預託金を拠出する処理について、正確な財政状況を市民に開示する観点から検討をする必要があると考える。

市は、労働金庫から年度末に預託金の返還を受け、翌年度当初に再度預託金を労働金庫へ拠出している。この預託金は、同額を何年も預託し続けており、実質的に無利子の貸付金と同様の状況となっているが、年度末に一度返還を受けるため、決算日における市の貸借対照表上では、「現金預金」として開示されることとなる。これでは、預託金相当額の預金が長年拘束されている状況について、正確に開示できていないため、正確な財政状況を市民に開示する観点から会計処理や開示方法等については検討する必要があると考える。

2-10 障がい者雇用対策費

① 【意見】奨励金の支給金額に区分を設けることを検討するべきである。

市では、市内に居住する障がい者を雇用する事業主に対し、雇入れ障がい者1人につき月額で一律30,000円を支給している。

しかし、短時間労働者とそれ以外の労働者で金額が同額とすると、労働者に対して支払う賃金に対する奨励金の割合が、短時間労働者のほうが高くなることになる。当事業の趣旨が障がい者の雇用の促進と安定であるならば、短時間労働者とそれ以外の労働者で金額に差をつけたほうが、より長い労働時間の雇用につながるのではないか。また、国の特定求職者雇用開発助成金も「短時間労働者以外の者」と「短時間労働者」に区分し支給金額に差をつけている。この制度に引き続いて支給するのであれば、同様の区分を設けることを検討するべきであると考えます。

② 【意見】交付対象者の要件として、市税を完納していることを追加すべきである。

福山市障がい者雇用奨励金交付要綱を確認したところ、交付対象として市税の滞納がない旨の記載がなく、また交付申請にかかる添付書類の中に完納証明書の記載がなかった。この点について担当課にヒアリングしたところ、「この奨励金設立の趣旨が、国の助成が終了した際に国と同条件で奨励金を交付するため」との回答を得た。

たしかに、本事業は国の助成制度の対象者に対して市で引き続き支援を行うというものであり、その対象者は国の支給要領により決められているという側面があることは理解で

きる。しかし、この奨励金が市民から徴収された税金その他の貴重な財源でまかなわれるものである以上、公平性を担保すべきであり、市税の徴収率の向上のためにも市税を滞納している事業者に対して奨励金の交付はすべきでないと考え。当要綱の交付対象の要件に市税の滞納ない旨の記載を検討していただきたい。

2-11 女性の働く環境改善補助金

① 【指摘】補助金の対象経費の条件として自己所有の建物の設備に限ると規定されているが、交付申請の審査時にこの条件を満たすことの確認がなされていなかった。

本補助金の対象事業の条件として、自己所有の建物の設備に限ると規定されている。しかし、交付要綱には交付申請にかかる提出書類として、自己所有の建物であることを証する書類は求められておらず、この条件を満たしていることは確認されていなかった。

補助対象事業にかかる条件規定しているのであれば、追加で書類を求めるなどして補助金の対象事業であることを確認すべきである。

3 農林水産課、農業振興課

3-1 備後圏域ワインプロジェクト・水産物ブランド化推進事業

① **【指摘】** 保険契約の契約者名が農林水産課長名義となっているが、福山市長の名義で保険契約するべきである。

備後の地魚応援団イベントの備後フィッシュフェス・備後福山ワインフェスで賠償責任保険の契約を行っているが、保険契約者の名義が福山市長ではなく農林水産課長となっていた。なお、2023年度は福山市長で契約している。

地方自治法にあるように、福山市を代表し事務を管理し執行するのは、農林水産課長ではなく、福山市長である。よって保険契約を行う場合には福山市長が代表として保険契約者となるべきであり、農林水産課長が保険契約者となることは職務権限の範囲外であり問題である。今後の事業において保険契約を行うときは、担当課長ではなく福山市長が保険契約者となることを徹底するべきである。

3-2 生産性向上支援事業費補助

① **【意見】** 財産処分制限期間を超えて文書保存期間を設定すべきである。

福山市生産性向上支援事業補助金交付要綱第 16 条の財産処分制限期間 7 年に対して、市の文書保存期間は 5 年と設定されていた。補助対象者の財産処分制限期間内に、対応する市の文書が廃棄されてしまうことになり、保存期間の設定が不相当といえ、財産処分制限期間を超えて文書保存期間を設定すべきである。

福山市補助金交付規則第 16 条によれば、「補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、その財産が耐用年数(減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和 40 年大蔵省令第 15 号)別表第 1 及び別表第 2 に定める耐用年数をいう。)を経過し、又は市長の承認を受けた場合には、この限りでない。」とされている。省令によれば農業機械の耐用年数は通常 7 年であり、福山市生産性向上支援事業補助金交付要綱において設定されている処分制限期間 7 年は補助金交付規則通りである。

② **【意見】** 耐用年数省令に基づく耐用年数に基づかない処分制限期間を設定する場合の全庁的なルールを策定することを検討すべきである。

補助金交付要綱により財産処分制限期間を 5 年と設定しているものが多く見受けられ、7 年と設定されているのは福山市生産性向上支援事業補助金のみであった。補助金交付規則第 19 条によると、「市長は、この規則に定める手続により難いと認めるときは、補助金に関する手続について、別に定めることができる。」とされているため、別途要綱の設定によりこのような運用が行われていると想定される。

ただ、全庁的な規範となる福山市補助金交付規則第 16 条において、耐用年数省令に基づく耐用年数が財産処分制限期間となることが示されている以上、同規則第 19 条により

安易に処分制限期間を変更すべきではないと考える。耐用年数省令に基づく耐用年数に基づかない処分制限期間を設定する場合の全庁的なルールを策定することを検討すべきである。

3-3 管理運営費補助（卸売市場）

① **【意見】補助金が現状では定額であるが、補助対象経費のうち〇分の1などのように、補助対象経費のうち補助が必要な金額に応じて算定すべきである。**

市は年間約 50,000 千円前後の定額補助を特定の民間事業者（㈱福山地方卸売市場（令和 3 年度までは福山地方卸売市場運営委員会））に継続して行っている。市の土地を賃貸して賃貸料を収受しているが、一方その賃借料を上まわる額の補助金を交付しているため、実質無償で土地を賃貸している状態である。

市に提出されている㈱福山地方卸売市場の令和 4 年度収支決算書によれば、収入から支出を差し引いた単年度利益剰余金が 28,506 千円生じている。また、令和 5 年 3 月末時点の貸借対照表では、現金預金が 433,323 千円、純資産の部 612,005 千円、無借金という良好な財政状態である。合併前の令和 3 年度の㈱福山地方卸売市場の貸借対照表では、現金預金が 14,217 千円、純資産の部 11,195 千円、長期借入金 6,724 千円となっていた。よって、これらは合併により資産管理会社 2 社（福山大同青果㈱、㈱福山魚市場）が保有していた財産と考えられる。この財政状態を考慮すると、資産管理会社 2 社は、場内事業者からの家賃収入、各事業所からの運営経費負担金等の収入により安定した経営を行ってきたと考えられる。場内の駐車場は無償利用可能となっており、この市の駐車場が利用できる立地に建物を所有している資産管理会社 2 社は間接的に受益者となってきたと想定される。

なお、これらを確認するため、㈱福山地方卸売市場へ合併前の福山大同青果㈱、㈱福山魚市場の決算書等の提出を依頼したが、別会社の資料ということで提出は困難との回答があり、入手することができなかった。

市の他の補助金交付事業をみても、民間事業者に対して定額全額補助という補助金は少なく、補助対象経費の 1/2 や 2/3 を上限などと条件が付されているものが多いと考えられる。本件では、例えば、「その運営に要した経費」及び「市場の発展に資すると認められる事業に要した経費」などといった区分を設け、この補助対象経費のうち〇分の1などのように、補助対象経費のうち補助が必要な金額に応じて算定すべきである。

② **【意見】市は事業者の財政状況を十分に査定し、補助金交付額を再検討すべきである。**

公益上必要のある補助対象事業から利益剰余金が発生すること自体は民間事業者の経営努力もあり何ら問題はなく、利益剰余金が市の補助金により直接的に発生していることが明確でない限り、補助金の交付自体は問題とはならないと考えられる。

ただし、事業者において、利益剰余金が発生して剰余資金の保有があり、当該補助金の

縮減が可能な状況にある場合には、市は事業者の財政状況を十分に査定し、補助金交付額を再検討すべきである。市は、収支報告書を入手していたものの、補助対象事業者の財政状態を確認する決算書等の資料を入手しておらず、継続して定額補助することが妥当か検討が行われていなかった。

③ 【意見】 民間事業者の売電事業に補助金が充当されないよう再検討すべきである。

特に当該補助に関しては、単に事業者の売電収入となる太陽光パネルを設置するための屋根賃借料についても事実上、補助金が充当される状態となっている。売電事業は、生産、販売活動等の用に直接供せず雇用を生み出すような性質のものではないため、市町村の固定資産税減免措置からも除外されていることが多い。売電事業に対する補助金とならないよう再検討すべきである。

3-4 福山地方卸売市場財産管理等業務委託、生鮮食料品流通統計業務委託、福山地方卸売市場管理事務所清掃業務委託

① 【意見】 財産管理業務委託が別途生じないように、賃貸借契約を締結すべきである。

市は福山地方卸売市場内の土地賃貸を(株)福山地方卸売市場に行っているのみならず、市が福山地方卸売市場内に所有する管理事務所(建物)のうち、(株)福山地方卸売市場が日常的に使用する事務所と警備員室について使用許可を行っている。市場開設にあたり行政側の責任部分として管理事務所のうち事務所と警備員室を除く部分と、駐車場の維持管理について(株)福山地方卸売市場に業務委託を行っている。

しかし一般的に、賃借人は賃借物を善良な管理者としての注意を払って使用する義務を負っており(民法第400条)、また、市と(株)福山地方卸売市場との賃貸借契約書第6条では、維持保全義務等は賃借人である(株)福山地方卸売市場が負うことになっている。財産管理業務委託が別途生じないように、賃貸借契約を締結すべきである。また、別途財産管理を委託業務として発注する必要がある場合は、賃貸借契約に含まれる内容を除くものであることを明記すべきである。

3-5 森林公園の維持管理

① 【意見】 森林公園の不動産の権利関係を整理すべきである。

市が管理している森林公園に係る不動産の権利関係が整理されていない。市の公的施設として運営する以上、継続して安定した運営がなされる必要がある。森林公園として利用している土地の範囲やその所有者、契約関係などを明確に整理して一覧化すべきである。

② 【意見】 管理責任の所在を明らかにするため、賃貸借契約を締結し、市が管理すべき範囲を明確にすべきである。

市と山林所有者との間で山林の賃貸借契約が締結されていないため、市が占有者・賃借

人として損害発生を防止する必要がある山林の範囲が明確になっていない。また市が維持管理すべき範囲を明確にすることで、市が本来管理する必要のない範囲の維持管理支出が抑制される。管理責任の所在を明らかにするため、賃貸借契約を締結し、市が管理すべき範囲を明確にすべきである。

また、市が賃借していない山林は市が維持管理すべきものではないため、もし市税を投入した場合、他の山林所有者との間で不公平が生ずることになる。所有者不明の山林の増加が懸念されることから、早期に森林公園の不動産の権利関係、管理範囲を明確にしていきたい。

3-6 森林公園の清掃業務

① 【意見】競争性の向上を確保するため、契約相手の妥当性検証の強化を図るべきである。

森林公園の清掃業務委託に関して、一者随意契約の契約相手は、ほとんどが前回と同じ相手になっている。町内会や自治会に一者随意契約で管理を委託しているケースが多数ある。このうち、市の設計書と委託先からの委託見積書が一致しているものが2件あった。

他部署や他市における類似事例の状況確認、業者情報の共有や契約を履行する能力のある事業者の参入状況についての情報収集を行うなど、契約相手の妥当性について確認し、競争性の向上の確保に努めるべきである。

近隣の社会福祉法人や公益的な団体と相見積りすることも考えられる。

3-7 森林経営管理等推進（保全対策事業）

① 【意見】事業の効率性経済性を確保するため、競争原理が働くように、市外を含む林業事業者及び他産業事業者への周知を行い、林業事業者の育成、他産業からの森林整備事業への参入、森林整備に関する教育研修を促進すべきである。

森林経営管理等推進（保全対策事業）は、契約方法として随意契約が採用されており、見積もり合わせはなく広島県東部森林組合の一者のみが委託先の対象となっている。

随意契約を採用した理由としては、「森林所有者である組合員で組織され、市内各地での里山林整備や樹木伐採等の実績が数多くあり、本市の里山林を熟知し、整備に精通している広島県東部森林組合に委託することが最も合理的であり競争入札に適さないため。」とされている。

市としてSDGs・防災の観点から、「重点政策」（企画政策課）に掲げられているとおり、「災害に強い森づくりの推進」を進めている。

また、市には毎年度森林環境譲与税という税収があり、森林環境譲与税については、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第34条の用途の範囲内で、市町村の判断により、幅広い事業に活用可能となっている。このため、市においては、災害に強い森づくりを推進するため、森林経営管理等推進（保全対策事業）事業を行っている。今後継続して一定の発注額が想定され、森林経営管理事業・福山市災害に強い森づくり事業等の森林整

備に関する事業が一層推進されていくものと想定される。

これらの需要に反して、広島県内の林業従事者数は平成 27 年時点では 760 人、福山市では 62 人しかいない。市が一者随意契約先としている広島県東部森林組合でも作業員数は 10 人程度である。人口及び林業事業者数が減少するなか、随意契約による委託先を市内に本店をかまえる林業事業者に限定すると実質的に特定の業者以外対応ができなくなる傾向が強まることになる。そうすると、競争原理が働かなくなり、事業の有効性・効率性・経済性が害されることになる。

事業の効率性・経済性を確保するため、競争原理が働くように、市外を含む林業事業者及び他産業事業者への周知を行い、林業事業者の育成、他産業からの森林整備事業への参入、森林整備に関する教育研修を促進すべきである。契約の原則は一般競争入札であり、対象となる事業者が少ないとしても、これを解消しようとする施策を講じるべきである。森林整備に関する教育研修を事業として行うなどして、他業種からの参入を促進することを検討すべきである。

森林施業の合理化に関する基本方針（福山市森林整備計画）でも、「本市は、広葉樹を中心とした天然林群が広範囲を占めているため、森林ボランティアや企業・団体等の多様な主体による森林整備を推進することとする。」としている。この基本方針にも沿うものと考えている。

3-8 有害鳥獣対策事業（野生鳥獣緩衝地帯整備事業）

① **【意見】補助金利用率が低調な事業につき周知方法を見直すとともにその原因を追究すべきである。**

令和 5 年 11 月 11 日の中国新聞の記事によると、福山市内で令和 5 年 9 月以降、イノシシによるけが人が 4 名発生している。市内のイノシシの捕獲頭数は、本年度、9 月時点で約 1,200 頭と、過去 10 年で最多の 1,736 頭だった令和 4 年度と同じペースである。ただ、緩衝地帯整備事業対策補助制度の利用は令和 3 年度の制度創設から 1 件のみと低調である。

市内のイノシシの捕獲頭数は増加傾向にあり、またイノシシによるけが人が短期間で 4 名も発生しているため、イノシシ対策への市民の関心は高まっているはずである。市の HP で当該補助金の概要は公開されているものの、利用率が低調ということは、市民に広く認知されていない可能性が高い。もし広く認知されているとすれば利用できない理由がある。市のパンフレットでは、例として「出前講座の開催（獣害 STOP セミナー）」を行うことになっているが、出前講座の開催には、原則として市内に居住、通勤、通学している 10 人以上の団体やグループが、開催日の 14 日前までに、「出前講座受講申し込み書」を講座担当課へ直接提出する必要がある。市民が気軽に利用できるような方式ではないものと考えられる。

補助金利用率が低調な事業につき周知方法を見直すとともにその原因を追究すべきで

ある。能動的に自ら市が行う事業の情報を得ようとする市民は多くはないと思われるため、補助金利用率の低い事業については、市から市民や自治会などに対して書面のみならずITツールも活用して積極的・定期的に情報発信を行う必要があると考える。

3-9 漁場環境整備事業

① **【意見】競争入札及び見積書合わせが行われない委託業務（一者随意契約）について、類似業者からの見積書の取得のほか、他部署や他市の類似事例の定期的な状況調査の実施などにより契約の透明性・経済性を確保すべきである。**

当該一者随意契約先の委託見積書、市の実施設計書（及び予定価格調書）、契約書がすべて同額となっていた。市は「福山市委託契約事務の手引」に従い、委託先に対して仕様書を公開している。市は別途実施設計書を作成しており、例えば人件費に関しては、国土交通省より公表されている単価に基づき設計しているが、どの単価を利用しているかは当然に委託先に明示されていない。

しかし、委託見積書（詳細内訳はない）は市の実施設計書と一致している。この理由としては、特殊な業務であり、業務の仕様書を作成するにあたって委託先と詳細に打合せをしたことで、委託先にとって設計価格の予想がしやすかったのではないかとのことである。

原則として、随意契約であっても福山市契約規則第43条により、なるべく2人以上の者から見積書を徴すべきである。安易に一者随意契約をすべきではないが、合理的な理由により一者随意契約とせざるを得ない場合も存すると思われる。この場合であっても、契約の透明性、公平性の向上を確保する必要がある。

一者随意契約の業務委託に関する仕様書及び設計書の作成については、随意契約先の見積書や打ち合わせ通りの設計価格になってしまうことが考えられる。仕様書及び設計書は市が主体的に作成すべきである。具体的には、類似業者からの見積書の取得のほか、他部署や他市の類似事例の定期的な状況調査の実施などにより適正な予定価格の設定に努めることが考えられる。

3-10 農林水産業の事業承継について

① **【意見】農林水産業の事業承継に関する直接的な事業実施を検討すべきである。**

令和4年3月福山市農林水産振興ビジョンによれば、福山市の農林水産業のめざす姿は、「農林水産業の稼ぐ力を高め、美しく活力ある農山漁村地域が継承されている」とされている。このめざす姿の実現に向け、「持続可能な土地等の利用計画のもと」「高齢化する農林水産業者を支援しつつ」「次代の担い手に引き継いでいくことで」「稼げる農林水産業を実現する」とされている。

市では、ビジョンに即して様々な取組を行っている。ただ、次代の担い手に引き継いでいくための事業は新規参入者に関する事業が主であり、例えば農地の集約化に係る事業費の支援など既存の農林水産事業者から新規参入者への事業引継ぎに関する直接的具体的

な事務事業が実施されていない。人口減少・後継者不在により、様々な産業で事業承継が課題となっている。特に新規就業者数が少ない農林水産業は、市が事業承継に関して積極的に関与する必要性が高く、他の地方自治体の事例を参考に本市の実情に合わせ更なる企画を実施すべきであると考え。例えば、経済産業省東北経済産業局が発行している「自治体職員向け事業承継支援ハンドブック」（第3版 2023年4月）に掲げられている農林水産業関連の事例が参考になる。

4 企業誘致推進課

4-1 福山北産業団地第2期事業

① **【意見】** 工事費の増額が必要となった場合には、十分に議論のうえ、市民へ情報開示を行うことが重要である。

第2期事業の造成工事に関し、令和3年6月24日の福山市議会において、福山北産業団地第2期造成工事請負契約締結について承認された。鹿島建設・三島産業・駅家工務店による福山北産業団地第2期造成工事共同企業体と、43億3,400万円で契約するという内容であった。議会による承認を経て、開発工事はスタートした。工事期間は令和5年9月29日までを予定していた。

あわせて、公募分譲を実施（公募期間8/2～11/31）、令和4年3月末現在で早くも7社と11区画で立地協定を締結、令和4年度中には全区画が完売となった。ただし、令和5年に1社1区画が辞退し、現在再募集中である。

このような状況下において、工事期間も終盤に差し掛かった令和5年6月に産業団地の整備費が約17億円増額となることが、福山市議会文教経済委員会において報告され、また中国新聞で報道され、市民も知ることとなった。

福山市は、工事を請け負う工事共同企業体と仮契約を結んで工事を進めてきた。しかし、正式な契約変更が必要であり、令和5年6月29日の福山市議会において、契約金額を43億3,400万円から60億4,450万円に契約変更することが承認された。

当初の想定より大量の岩が発生したことや地下の土質などについては、実際に工事を開始してみないと分からないといった理由で工事費が増加したこと、またすでに工事が開始されており、さらに順調に分譲が進み、契約通りに土地の引き渡しをする必要があることから、工事を進めざるを得ない状況にあったことは理解できる。しかし、事業に変更前から工事費が金額にして約17億円、約40%も増加となると、採算は当初とは大きく変わってくる。また、事前の土質調査が適切であったかの検証も必要である。増額に伴う変更契約は福山市と工事業者との交渉で決まるため、変更契約はいわば随意契約に近い性格を持つ。

今回の費用の変更増額分はすでに令和5年度の当初予算に含められていた。実際には令和4年12月頃には変更金額がおおよそ決定していたとのことである。工事着手後に工事金額の増加が見込まれた場合には、タイムリーに議会や市民へ情報開示を行うことが重要であると考えられる。

② **【意見】** 増額を含む事業費の変動リスクを管理する仕組みが必要である。

福山北産業団地第2期事業の工事費のように工事着工後に工事費が増額されるケースは他でも増えているようである。国発注の公共工事でも、着工後に人件費単価や物価の伸びを上回って工事費が増額する事例が頻発している（令和5年12月5日日本経済新聞より）。この記事の中にあるように、想定外の地質や地盤、埋設物に遭遇するケースに備え、用地取得前に地権者の許可を得て地質を調査したり、レーザーを使って非接触で地質を調べたり

すればリスクは減らせる。

一般的に造成地が広大になるほど、地質を検証するポイントも広範囲かつ多数抽出する必要があると考えられる。工事着工後に大きな増額となるリスクを軽減するために、事前の地質調査をより強化することが望まれる。近年活用が注目されている AI（人工知能）の活用も期待できる場所である。さらに見積もりの精度を高めるなど、増額を含む事業費の変動リスクを管理する仕組みが必要である。

③ 【指摘】土地売買契約締結の違約金は早期に授受すべきである。

第 2 期事業においては、1 社より令和 5 年 10 月 24 日に土地売買契約締結を辞退する申し出があった。

立地協定書第 5 条において、分譲希望者は産業用地分譲の申込金として、分譲予定額の 5% に相当する金額を支払うことが義務付けられている。この申込金は、土地売買契約時に売買代金に充当される。また、第 6 条において分譲希望者の責めにより土地売買契約を締結しない場合は解約事由にあたるものとし、この申込金は返還しないものとなっている。さらに、同第 7 条においては、立地協定を解約した場合には、違約金として分譲予定金額の 10% 相当額から申込金を控除した金額を一括して直ちに支払うものと定められている。なお今回の違約金は令和 6 年 2 月中の納付を予定している。直ちに支払うという規定からすれば、土地売買契約締結辞退の申し出からあまり日数を空けずに納付を求めるのが望ましい。

また、土地売買契約締結を辞退する理由が、例えば財政状態や経営業績の悪化によるものである場合には、資産保全の観点から、違約金の徴収を急ぐべきである。

立地協定書の第 7 条において、違約金を直ちに支払うものと規定していることから、土地売買契約締結辞退の申し出後、違約金を早期に受けられる手続きを別途設けておくべきである。また、支払いまでの日数については協議の上、福山市より期限を指定し、期限日までに納付をしてもらうようにする必要がある。

④ 【意見】分譲に際し、分譲希望者の財務状況や分譲地利用提案書の内容を精査するとともにその精度を高め、またその過程を記録・保存しておくことが必要である。

前述の土地売買契約締結を辞退した 1 社は令和 4 年 10 月 28 日に申込金約 320 万円を福山市に支払い、令和 5 年 3 月 29 日には立地協定を締結していたが、申込からほぼ 1 年後の令和 5 年 10 月 24 日に土地売買契約締結を辞退する申し出があった。辞退については、会社として苦渋の決断であったと推測されるが、これは会社の意思決定であり、福山市としては介入できる問題ではない。また、福山市としても土地売買契約締結辞退の抑止効果を見込んで申込金や違約金を立地協定書に規定している。

福山市では、分譲希望者の会社概況調査や信用調査のための分譲審査を行っているとのことである。分譲審査に際しては、過去 3 年間の決算報告書を確認しているとのことであ

る。この確認作業の結果、1社については、分譲対象から外すほどの問題点はなかったとのことである。しかし、その確認作業の詳細内容や判断根拠を記録したものが残されていなかった。

産業団地の開発は、分譲だけで終わるのではなく、早期に操業を開始し、産業団地内での操業が続く限り、将来にわたって、持続的発展を遂げることができることが重要である。せっかく分譲しても、長期に利用されない状況は避けなくてはならない。そのため分譲審査に際しては、財務状況の裏付けとなる決算報告書だけでなく、分譲地利用提案書の内容精査も重要である。また内容精査にあたっては、恣意性・主観性を排除し、担当者によって判断が異なることがないよう、あらかじめチェックリストや審査表を作成しておき、これらに沿って審査を行うことが有効である。また、審査の詳細内容や判断根拠の記録を一定期間保存しておくことが必要である。

⑤ 【意見】産業団地進出企業の倒産や指定期間満了後の未利用や売却に対する対応策を検討しておくことが必要である。

第2期事業については土地の引き渡しはこれからであるが、第1期事業においては長期間にわたって未利用だった区画が存在した。この点、「福山北産業団地第2期事業土地売買契約書」の契約条項により、分譲地を取得した企業は、原則取得から2年以内に事業所の建築をし、操業を開始し、取得から5年間は指定用途に従って操業を行うこととなる。

企業立地奨励金についても早期の操業を促すこととなる。土地取得価格の15%の助成を受けられる制度は、操業日以降に交付を受けられることから、土地売買契約により、取得から原則5年間は指定用途に従って操業を行うことが分譲地を取得した企業にとって制限となっている。

しかし、指定期間満了後における長期間の未利用や売却に対しては契約上の制限はない。従って対応策をあらかじめ検討しておくことが必要である。産業団地の開発は、将来にわたって、持続的発展を遂げることが重要であり長期に利用されない状況は避けなくてはならない。また、土地取得助成金を受けた企業が雇用の拡大や十分な納税を履行する前に短期間で売却をしてしまうと、企業に対して行った助成の効果が福山市に還元されず、助成を受けた企業だけが利益を得る結果になってしまう。

同様に産業団地進出企業が倒産した場合の対応策を検討しておくことが必要である。一般的に、企業が破綻すると操業が中断され、またその中断期間も長期化する。行政が直接介入する余地はないが、例えば、債務整理の一環で不動産の売却を検討している場合には、産業団地の取得を希望している企業の情報を提供する、またハローワークと連携して解雇された従業員を市内の企業に紹介するといったかたちでの協力はできるものとする。そのような状況になった場合、それまでの経過を踏まえながら総務課や福山市の顧問弁護士と協議し対応策を検討することになるとのことだが、このような事態も想定して、事前に対策を検討しておくことが必要である。

⑥ **【意見】企業の本社移転・事業所増設などの情報を収集し、分析が必要である。**

「福山みらい創造ビジョン」において、福山北産業団地第2期事業に対する取組はあるが、その先の計画については触れられていない。しかし、第2期事業分譲地も辞退により再募集中の1区画を除き、早期に完売したことや、現時点で福山市内の他の産業団地に空きはなく、福山市近隣の産業団地もほとんどが分譲済みであることを考えると、福山市内に新たに産業団地を求める潜在需要は十分にあるものと考えられる。実際に令和5年12月に開催された福山市と市議会、経済界の幹部が集う経済行政懇談会では、福山北産業団地第2期用地に続く産業用地を求める意見が出た。

また全世界的な新型コロナウイルス感染症の蔓延により、海外工場の操業停止や国際物流の混乱が発生した。さらに国際的な紛争も続いている。このような状況でサプライチェーンを見直し、日本国内での生産体制を再構築する企業が増えている。さらに半導体の受託生産で世界最大手の台湾のTSMCが熊本県菊陽町に新たな工場を建設しているが、工場周辺の宅地の整備が進み、すでに地価が上昇していることが話題になっている。

今回第2期事業の企業誘致活動においては、市内の経済団体及び主要企業を訪問し、産業団地のPR及び進出の可能性のある企業情報の聞き取りを行い、情報収集に努めた。広島県県内投資促進課、同東京事務所、同大阪情報センター等とも連携したり、広島県県内投資促進課へ企業誘致推進課から職員1名を派遣したりするなど積極的な活動が功を奏したと言える。

今後も福山市内及び広島県内のみならず、市外・県外からの企業誘致ができるよう、継続的に企業の本社移転・事業所増設などの進出ニーズを把握することが重要である。そのためには企業誘致推進課において、広く情報を集積・分析してデータベース化し、次の産業団地開発のためのデータとして活用することが望まれる。産業団地の開発は投資額がとて大きいうえに、その後の分譲は国内外の景気動向にも大きく影響を受けるため、産業団地開発の意思決定はとて難しいと思われる。しかし福山市は「企業立地の促進」を産業振興の根幹として位置づけ、企業立地の促進に大きく力を入れて取り組んできた。企業立地の促進を引き続き進めるためには、産業団地の開発は今後も重要な課題となる。そのためにも、まずはしっかり情報を入手し、企業の進出ニーズを見定めて、慎重に検討していく必要がある。

第5章 監査の指摘及び意見（環境部 各論）

1 環境部 総括

環境部の監査の結果、指摘及び意見の総括は次の表の通りである。

対象部門と監査項目	指摘数	意見数	計
2 環境総務課			
環境基本計画の策定	1	4	5
塵芥処理費	0	4	4
次期ごみ処理施設建設	0	6	6
3 環境保全課			
大気等の監視測定	0	5	5
4 廃棄物対策課			
塵芥収集処理	0	2	2
し尿収集処理費	1	0	1
5 環境施設課			
塵芥処理費	0	3	3
し尿処理費	0	2	2
6 南部環境センター			
塵芥収集車	0	2	2
計	2	28	30

2 環境総務課

2-1 環境基本計画の策定

① **【意見】** 温室効果ガス削減目標値の設定・進捗評価にあたり、排出量の多い特定企業との個別の協議を継続的に行う必要がある。

国の目標値を基に温室効果ガス削減目標値を設定したが、目標設定・公表に当たり、排出量の多い特定企業との個別の協議が十分になされていない。福山市環境審議会からは鉄鋼業界はじめ大企業の取組みに関する意見交換が必要との声が多く上がっていた。排出量が異なる各業界の代表者で構成される福山市地球温暖化対策協議会では、市全体の目標に関する活発な議論は見られなかった。市の削減目標量の約9割が産業部門（製造業）であるため、計画の実現可能性、課題や取組み状況について、排出量の多い特定企業との個別の継続的な協議が必要である。

② **【指摘】** 温室効果ガス排出量の集計にあたり、排出事業者の報告漏れがないよう、温対法の規定を理解し、集計結果の確認を十分に行う必要がある。

特定企業の温室効果ガス排出量について、特定の3年間の排出量がゼロで集計された結果、排出量が過少のまま環境白書で公表されていた。例年5万t強のCO₂が発生する事業

において、特段の事情もなく排出量ゼロの年が散発することは考えられないため、排出事業者の誤認による報告漏れを疑い、適切に修正すべきであった。「温対法」の規定を十分に理解し、組織的なチェック体制を構築して、正確な数値の算定に努める必要がある。

③ **【意見】**一般廃棄物の削減目標値の設定にあたり、各種仮定の妥当性に留意し、設定結果が達成可能なものか最終的に吟味し、市民・事業者にとって受け入れやすいメッセージになるよう工夫する必要がある。

令和 7 年度の一般廃棄物の削減目標値において、20 個弱もの多くの仮定を置いて算出しているが、その中に、国の食品ロス削減目標である「2030 年度目標：家庭系食品ロス量は、2000 年度の半減」を利用し、令和 7 年度における食品ロス削減目標を「令和 7 年度の推計値（現状趨勢）から 20%削減」とする、過大な目標ともとれる項目が見られた。個々の仮定を積み上げた結果が妥当なものか、総括的な検討を行う必要がある。また市は国の統計手法に合わせて、家庭系ごみと事業系ごみを合計して 1 人 1 日当たりの排出量目標値（842g/人日）としているが、近隣他市は家庭系ごみと事業系ごみを分けて 1 人 1 日当たりの排出量目標値（例：家庭系 450g/人日・事業系 304g/人日）を設定したり、事業系ごみは 1 人 1 日当たりではなく総量の目標値（例：事業系 6.6 万 t）としたりしている。事業系ごみの減量に向けては、飲食店で食べ残しをしないとといった一般家庭で取り組むことができる事項もあるものの、事業者の取組みによるところが大きいため、市民や事業者にとって分かりやすく納得感のある効果的なメッセージになるよう、他市事例も参考にしながら提示方法を工夫することが求められる。

④ **【意見】**環境部の計画策定業務委託先が偏らないよう、選定プロセスを継続的に見直す必要がある。

環境部が作成する計画のほとんどが同一のコンサルタント業者に委託されている。一般廃棄物処理基本計画は、少なくとも 20 年弱に渡り同一のコンサルタント業者が策定している。蓄積したノウハウを活用し効果的・効率的な提案を受けられる一方、新しいアプローチや多様な考え方による知見が深まらず、ベストプラクティスを取り入れる機会を逃す可能性がある。選定プロセス・選定結果とも公平性・公正性がうかがわれる外観を有するよう、業者選定プロセスを継続的に見直す必要がある。

⑤ **【意見】**一般廃棄物処理計画、施設計画の策定に用いる将来人口は、市の上位計画との整合性だけでなく、人口推計の背景や不確実性を踏まえ、現実的で妥当な最善の見積りとする必要がある。

一般廃棄物処理基本計画や次期ごみ処理施設の計画において、人口減抑制に係る施策効果を見込んだ“ビジョンとしての目標値”である「第五次福山市総合計画」の人口推計を用いている。市の計画との整合性を図ることも大事だが、各種仮定の背景や不確実性を踏

まえ、人口推計や各種施策の効果を複数パターン想定するなどして、最善の見積りを行うことが必要である。

2-2 塵芥処理費

① **【意見】**ごみ有料化・手数料条例改定に係る検討・判断過程は適切に保管して引継ぎ、社会情勢に適した廃棄物処理手数料の在り方を検討していく必要がある。

ごみ収集や処理に係る部門別原価計算は毎年実施しているが、手数料改定の検討は毎年実施されていない。平成26年度の消費税増税に伴う値上げ以降も社会情勢は変化しているが、手数料の改定は見られない。手数料改定についての適切な検討は、将来にわたる廃棄物処理責任を果たす上で重要な要素であると言える。市民・事業者負担の在り方について検討した経緯と判断過程を適切に保管して引き継ぎ、将来にわたり責任が果たせるものとしていく必要がある。

② **【意見】**ごみ処理に係る原価計算が正しく実施されるよう、計算シートの構成を見直し、計算結果を時系列で比較するなどして、正確な原価計算を行う体制を構築する必要がある。

ごみ収集・ごみ処理に関する部門別原価計算シートに、いくつか計算誤りがあった。原価計算が正しく実施されない場合、廃棄物処理に係る毎年のコスト把握ができず、健全な財政運営のもとで廃棄物処理が実施されているかの判断が困難となるため、引き続き毎年正確な原価計算を行い、運用していく必要がある。

③ **【意見】**非効率な処理委託の見直しに係る議論や検討経緯を文書化して引継ぎ、適時適切な対応がなされる必要がある。

市への合併時点で一定の役割を終えていた処理施設の収束を先延ばしし、長期に渡り割高な委託を続けている。市として適切な処理体制を描き、合併町、委託先、住民の意向を長い時間をかけて調整し、議論と検討経緯を残して引き継いでいく体制の整備が必要である。

④ **【意見】**資源ごみの委託費に係る計算方法・調整方法を見直し、より実態に即した原価管理を行う必要がある。

資源ごみの資源化委託費は、経費から資源売却収入を控除して計算・会計処理しているが、原価管理上及び行政コスト計算上の観点から見直す余地がある。また委託先のインセンティブとして、資源売却収入の実績と予算との差額を市と折半しているが、委託先の選別努力によらない価格変動部分を利益として付与したり費用転嫁したりすることになり、公平性・公正性の観点から問題がある。インセンティブは数量ベースで貢献度を測り、単価変動を混入させない計算方法とする必要がある。

2-3 次期ごみ処理施設建設

① **【意見】**次期ごみ処理施設を1施設体制にするか複数施設体制にするかの検討について、より丁寧に市民に説明することが望ましい。

「福山市次期ごみ処理施設整備基本構想」によると、「一般廃棄物広域処理福山・府中ブロック協議会」により広域化が有利とされたと結論づけられているが、同協議会の報告書には、コスト比較だけでなく、複数施設を整備するメリットを示した上で、関係市町のさまざまな事情を総合に理解しながら、十分に議論を深める必要がある旨が記載されている。住民生活にとって影響が大きく、巨額の財政負担がある施設整備については、数値に表せない様々なメリット・デメリットを評価し、他の自治体事例も参考にしながら、議論や判断の過程を適切に残しつつ、市民に対してより丁寧に説明することが望ましい。

② **【意見】**他自治体調査の集計結果について十分に検証する必要がある。

次期ごみ処理施設の炉数検討過程において、他の自治体の事例調査にあたり、国の通知の目安に準じて調査したものの、年間処理量が市と比べて少ない自治体や、市が計画した施設規模よりも小さい施設が多く含まれていた。また大規模炉の施設と中規模炉の施設を合わせて保有する自治体を1施設体制と誤集計していた。他自治体の事例調査を行う場合、調査対象が市の人口や処理量、計画中の施設規模と可能な限り近いものとなるよう、委託先の集計結果について十分に検証する必要がある。

③ **【意見】**次期ごみ処理施設の施設費と20年分の運営費の予定価格の算出方法について、より実態に合う算出方法を検討する余地があった。

次期ごみ処理施設の施設費と運営費の予定価格について、施設規模や契約年度が異なり、金額差の大きい他市事例のプラント工事費の平均値を採用したり、平均値ではなく最も高額な1施設の建築工事費の単価を採用したり、20年に渡る運営費の維持補修費、用益費、SPC費用等について委託先の見積提案値を参考に積算したりする事例が見られた。金額のバラツキが大きい場合の平均値の採用には留意が必要である。施設ごとに条件が異なる中でも、長期的な財政負担を踏まえ、より実態に合う算出手法を検討されたい。

④ **【意見】**プロポーザル方式によるコンサルタント業者の選定において、評価委員会に外部委員を入れたり議事録や審議過程を残すことで、適切な評価選定を行うよう努められたい。

次期ごみ処理施設に関する一連の計画策定業務を他の計画策定業務と同一のコンサルタント業者が受注している。「福山市プロポーザル方式の実施に関する手引き」の例示とは異なる評価項目を加えており、当時の手引きでは規定されていないものの、評価委員会に外部委員を取り入れていないことや、議事録や審議過程が残されていないものがあることから、公正性・透明性・客観性・競争性の観点から疑念が生じかねない。今後は、現行の「福山市プロポーザル方式の実施に関する手引き」に記載されている趣旨、注意点を踏

まえ、適切な評価選定を行うよう努められたい。

⑤ **【意見】**次期ごみ処理施設の焼却残渣の処分について、資源化するのではなく、既存埋立地の残余容量の活用を検討する余地があったのではないか。

次期ごみ処理施設の焼却残渣の処分は20年に渡り全量資源化することとされたが、既存埋立地の残余容量の活用や地域住民との協議を検討する余地があったと考えられる。過去の地元との協議内容も踏まえ、メリット・デメリットの総合的な判断過程を文書に残しながら、長期的な財政負担を踏まえ、既存埋立地の活用について地域住民と協議することができたのではないか。

⑥ **【意見】**次期ごみ処理施設の焼却残渣の資源化について、複数社と処理量を分担する形で、資源化費用の抑制、安全面のリスク分担、複数の資源化製品によるリサイクルを図ることを検討する余地があったのではないか。

次期ごみ処理施設の焼却残渣の資源化方法は、運営委託先の技術提案を基に、複数ある資源化方法のうち最も高額な方法を有する業者と契約された。資源化業務の委託を1社と20年間継続するのではなく、他の資源化方法を有する複数社と処理量を分担する形で、資源化費用の抑制、安全面のリスク分担、複数の資源化製品によるリサイクルを図ることも検討する余地があったと考えられる。

3 環境保全課

3-1 大気等の監視測定

① **【意見】**光化学オキシダント注意報・情報の発令時に、県の措置状況を把握して情報を蓄積し、有事に備える必要がある。

オキシダント発令時は県が緊急時の措置を担い、市は市民への周知の役割を担うとの理解のもと、県による排出業者への要請状況、対応結果、その後の経緯などを把握していない。県の措置要領によると、有事の際は市も排出業者等の調査に協力する必要があるため、オキシダント情報・注意報に関して、必要な情報を県と連携して共有し、今後の有事に備える必要がある。

② **【意見】**有害大気汚染物質の計測地点の考え方について、市民が適切に理解し、安心できるよう、丁寧に説明する必要がある。

有害大気汚染物質は、1地点で21物質すべてを計測し、事業者から排出報告があった物質をその周辺地点で追加測定しているが、環境白書において「4地点で21物質を測定している」旨の説明のみとなっている。市民に対して測定地点の考え方を丁寧に説明することで、有害大気汚染物質の状況が理解され、安心につながるため、環境白書への記載方法を再度検討する必要がある。

③ **【意見】**有害大気汚染物質について、効率面を重視し最低限の項目のみ測定するのではなく、市民の安心安全を図る総合的な観点から測定方針を検討すべきである。

有害大気汚染物質の測定地点と測定物質を最低限に限定し、排出量の報告があっても測定地点を追加せず経過観察するなど、効率面を重視した測定を行っている。同様に工業地帯を有する近隣他市は、事業者の排出量報告データに依拠せず、測定地点と測定物質を拡大した一定のパターンで測定している。市の産業や地理的特性を踏まえ、市民の安心安全を図る総合的な観点から測定方針を再度検討する必要がある。

④ **【意見】**機器の不具合による欠測の事実と判断結果について、丁寧に説明するとともに、長期の欠測期間は環境基準に関わらず代替機設置を検討する必要がある。

機器の不具合により約1か月測定できなかった地点について、環境基準を満たすため、欠測期間中に代替機の設置をせず、環境白書において他の地点と同様の記載をしている。想定外の事象が起きた場合、事実と判断経緯を丁寧に説明することで、市民の安心感を高め、市の環境対策への理解が進むため、基準の適合状況に加え、情報の有用性を高める観点から補足情報を追加することも検討されたい。また環境基準の適否のみでなく、欠測期間に対する不安感を緩和するためにも、代替機設置等の追加費用を踏まえた対応を検討する必要がある。

⑤ **【意見】**大気環境常時監視システムサービスについて、相互に関連する業務を一括して業者決定する方法を検討する必要がある。

大気環境常時監視システムサービスについて、システム開発業者と同一の業者が、一年契約の保守管理業務を5年間とも一社のみの応札により受託している。システム開発・5年間のシステム使用料・5年間の保守管理業務を一括して業者決定することで、効果的・効率的な委託が実現できないか、検討する必要がある。

4 廃棄物対策課

4-1 塵芥収集処理

① **【意見】**ごみ収集委託費の計算に用いる人件費単価の在り方について、継続的に見直す必要がある。

ごみ収集委託費の人件費単価は、市職員の給与水準を用いているが、想定する人材像や業務内容が異なる中で、同水準の単価を使用することに合理性を見出しにくい。また個人の属性モデルを特定した手当が加算されており、同一労働・同一賃金の風潮に合わない面がある。直営職員の体制や水準が見直されても、委託先の単価前提が見直されない点にも問題があるので、時代や環境の変化に合わせた計算前提の見直しを定期的に行う必要がある。

② **【意見】**ごみ収集委託費の計算に用いる車両使用年数について、継続的に見直す必要がある。

ごみ収集委託費の車両維持単価は、法定耐用年数の4年を使用しているが、実際の使用年数、他市が用いている年数、環境省による実態調査の半分以下となっている。実態に合わせた算定方法になるよう、継続的に見直す必要がある。

4-2 し尿収集処理費

① **【指摘】**し尿収集業者に対する補助金や減車措置費の在り方を見直し、し尿収集の安定的な継続と市民負担の適正化の両立を図る必要がある。

し尿収集業者の必要経費が、一般家庭から徴収する手数料では賄えないため、各種補助金や措置費が設けられている。し尿収集業者に対し、長期的な合理化事業計画がないままではなく、し尿収集業者への補償が合特法の趣旨に合致するよう、今後、合理化事業計画策定の検討が求められる。

5 環境施設課

5-1 塵芥処理費

① **【意見】**実質的に長期に渡る随意契約において、委託費の計算前提と実際の業務が乖離する場合、委託先と協議した結果を残し、その後の委託先の管理監督や委託費の計算に活用する必要がある。

ごみ固形燃料工場において、4系列のうち1系列の故障により半年に渡る運転休止があった。また操業当初から土曜日は運休しており、運転監視員は土曜日に機械のメンテナンスを行うが、運転監視員の業務費は土曜を含む日数で計算されている。単年度契約ではあるものの、実質的には長期に渡っている随意契約において、委託費の計算前提と実際の業務内容との乖離が生じた場合、委託費の変更要否に関わらず委託先と協議し、協議結果を文書に残すことで、その後の委託先の管理監督や委託費の計算に活用することが必要と考える。

② **【意見】**重要な委託先のコンプライアンス事件に関して、対応状況を確認する必要がある。

処理施設のプラント工事の多くを委託している事業者において、公契約関係競争入札妨害及び官製談合防止法違反により令和4年と令和5年に元社員と現社員の有罪判決が確定している。随意契約を続けていく上で、会社としての原因究明の結果や再発防止策の進捗状況等について確認を行う必要がある。

③ **【意見】**沼隈清掃工場の解体工事を20年に渡り先送りした結果、環境面、財政面で多大な影響を及ぼしている。

沼隈清掃工場の解体が終了していないため、稼働休止後も 20 年に渡り賃借料を支払い続けている。また平成 16 年度休止後の当時と比較して、環境規制が強化されているため、ダイオキシン類やアスベストへの対応費用は大きく増加すると考えられ、さらに 20 年間放置したことにより土壌汚染が進んでいけば、その調査費用、除去費用、調査や工事に係る安全対策費用、地域住民への補償といった対応費用が膨らむ可能性があり、財政負担への影響は大きい。

5-2 し尿処理費

① **【意見】**汚泥再生処理センターの用務費が 15 年間固定の契約となっているため、実態に見合ったものになっているか、**検討・協議が必要である。**

汚泥再生処理センターの運転管理業務委託のうち、処理に用いる薬品費等の用務費が 15 年間固定の契約となっているが、実態費用の調査や昨今の物価上昇・光熱費の高騰を踏まえた協議はなされていない。安定的な処理委託ができるよう、現行の長期契約における留意点を踏まえた見直しが必要と考えられる。

② **【意見】**し尿収集・貯留・中継・輸送・処理の体制の長期的な見直しを計画的に行う必要がある。

し尿処理関連施設のうち、貯留量の少ない貯留槽や処理量が少ない処理場において、それぞれ輸送費・委託費が発生している。収集を必要とする世帯が減少を続ける中、多くの財政負担と計画時間を要する処理設備の統合計画とは別に、収集・貯留・中継・輸送の体制についても継続的な見直しが必要と考えられる。収集・輸送体制の在り方と課題について議論・検討を続け、その経過を文書に残して引き継いでいく必要がある。

6 南部環境センター

6-1 塵芥収集車

① **【意見】**塵芥収集車の車種について、機能面・価格面の比較検討、メリット・デメリットの再評価を定期的に行う必要がある。

塵芥収集車の車種について、長らく機能面・価格面の比較検討をしないまま、プレス式の購入を続けているが、近隣他市や収集委託先は回転式を多用している。塵芥収集車の改良により、過去に把握していたメリット・デメリットの内容や質が変化している可能性があるため、機能面・価格面の検討とメリット・デメリットの再評価を定期的に行う必要がある。

② **【意見】**塵芥収集車の使用年数の方針について、様々な観点から再度検討する必要がある。

直営収集において、耐用年数を超えた使用を続けており、修繕費が多額に発生している。委託先や他市はより短期間で更新している状況にある。車両購入費に係る経済面のみでなく、修繕費や代替車の手当に係る事務負担、収集担当者の安心安全や心理的負担の緩和等を踏まえ、使用年数の考え方・方針について様々な観点から再度検討する必要がある。

